

認知症の人と家族を支える
地域づくりの手引書

東京都福祉保健局

平成22年3月

はじめに

本書は東京都認知症対策推進会議の専門部会である「仕組み部会」の成果の一つとして公表するものです。

仕組み部会は、平成19年8月8日から平成22年3月5日までの11回の会議を中心に、委員、オブザーバー、幹事、及び事務局の部会メンバーの間で数多くの議論を重ね、認知症の人と家族を支える地域づくりに向けて東京都が展開した「認知症地域資源ネットワークモデル事業」や「認知症支援拠点モデル事業」などの施策の検証作業を行ってきました。

そうした仕組み部会の作業の過程でメンバーは多くの気づきを得ることができましたし、新たな学びの必要を痛感しました。そして何よりも、気づきや学びを実際の取り組みにつなげる行動の開始が大切であるという思いを共有するに至りました。

本書の表題を「報告書」としなかったのは、部会の議論や検証の結果を、都民の皆様、区市町村の行政を担当される皆様、介護サービス事業に従事される皆様等に一方的にお伝えするだけでなく、認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりに向けて多くの方が手を携えて一歩ずつでも歩みを開始することを呼びかけたかったからです。

また、本書の表題を「指針」や「マニュアル」としなかったのは、仮に先行する事例に模範とすべき優れた点があったとしても、成功事例の背景には熱意と経験あるリーダー人材の存在やそうしたリーダー人材に呼応して行動に移せる地域コミュニティの力、そして東京都や区市町村による財政的支援といった諸条件の相乗効果があったことも否定できません。認知症の人と家族を支える社会資源（地域資源）の在り方は地域によって異なります。あらゆる地域に適用可能な唯一最善の方策が見つかるわけではありません。必要なのは、他の地域の取り組みに学びながら、自分たちも取組を始めてみることではないでしょうか。そして、多職種での振り返りを行い、他地域と経験交流をしながら、自分たちの取組に更に工夫を加え、改善していく。そのように認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりのために、主体的に学び、行動するコミュニティとコミュニティの連帯の輪が広がっていくことが求められていると考えました。

表題に「手引書」と入れたのは、あらかじめ道筋を示して、向こうに進めと指令するような意味合いは避けたかったからです。誰もが未体験の超高齢社会で試行錯誤を続けなければならない中で、少しでも先に行われた取組の要点を分かりやすく紹介して、これからの取組の参考にさせていただくというニュアンスを出したかったからです。「手引書」という表現でもまだ上からの指導的視点が払拭できていないかもしれませんが、その点御理解いただき、本書を大いに御活用くださいますよう、よろしく願いいたします。

平成22年3月

東京都認知症対策推進会議 仕組み部会

部会長 林 大 樹

目次

はじめに	2
用語の定義	5
第1部 都の認知症高齢者を取り巻く状況	
第1章 都内の認知症高齢者の現状	
1 都内の認知症高齢者数	9
2 在宅で暮らす認知症の人と家族の状態像	9
3 認知症高齢者のすまい方	11
4 地域生活を支える資源の活用状況	12
第2章 地域づくりに向けた都の施策展開	
1 都の認知症対策の方向性	13
2 地域づくりに向けた施策展開	13
第2部 認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりの進め方	
第1章 認知症の人と家族が安心して暮らせる地域とは	
1 認知症により直面する問題	19
2 認知症の人が地域で暮らすことの意味	19
3 地域で暮らす上での課題	19
4 安心して地域で暮らせるために	20
第2章 関係する諸法規について	
早わかり	23
解説	24
1 認知症の人の権利保護について	24
2 個人情報の情報収集・第三者提供について	25
第3章 推進組織づくり	
早わかり・標準的モデル	29
解説	30
1 推進組織づくりの意義	30
2 ネットワーク会議設置の流れ	31
3 ネットワーク会議の活動内容	35
第4章 地域資源マップの作成	
早わかり・標準的モデル	39
解説	40
1 地域資源マップの意義	40
2 作成過程で生まれる地域資源マップの「個性」	40

	練馬区「高齢者のお役立ち情報集」	41
	多摩市「高齢者暮らしの応援団」	42
	グループホームかたらい「あんしん生活マップin祖師谷商店街」	43
3	資源をつなげるネットワーク効果	44
4	地域資源マップの特徴(まとめ)	44
第5章 徘徊SOSネットワークを構築するまで		
	早わかり・標準的モデル	45
	解説	46
1	徘徊SOSネットワークの構築に向けた準備	46
2	徘徊SOSネットワークの運用に当たっての留意点	47
3	徘徊SOSネットワークの広域対応について	50
第6章 家族介護者の会の育成支援		
	早わかり・標準的モデル	51
	解説	52
1	「家族介護者の会」の意義-家族の揺れる気持ちや葛藤を受けとめる場-	52
2	家族介護者の会の効果(家族介護者にとって)	53
3	家族介護者の会の立ち上げ支援	53
4	家族介護者の会の運営支援	54
5	家族介護者の会運営のポイント	55
6	介護サービス事業者が主体となる介護者の会の運営について	56
第7章 介護サービス事業者による地域活動		
	早わかり・標準的モデル	59
	解説	60
1	「地域における認知症の人と家族への支援の拠点」を介護サービス事業者が担う意義	60
2	認知症支援拠点モデル事業における取組の分類	60
3	地域の協力を得るためのポイント ~モデル事業のノウハウから~	61

参考資料

認知症支援拠点モデル事業	所要人員・経費一覧	67
認知症対策推進事業実施要綱		73
東京都認知症対策推進会議	仕組み部会 各回議事一覧	76
東京都認知症対策推進会議	仕組み部会委員・オブザーバー・幹事名簿	78
認知症の人を支える地域づくりの手引書	執筆担当者	79

本書における用語の定義

以下の用語は、本書においては「定義」に示す意味で使用します。

用語	定義
認知症の人	認知症（疑いを含む。）の本人。年齢は問わない。
認知症の人と家族	認知症（疑いを含む。）の本人と、その家族
家族	認知症（疑いを含む。）の人の家族。本人は含めない。
徘徊等による行方不明	家族・介護者等が、認知症の人の行方が分からなくなっている状態
地域	認知症の人の生活圏域程度の区域 それ以外の意味で使用する場合はその範囲を明示する。 (例)「東京の地域特性」など
地域資源	行政か民間か、個人か組織かを問わず、認知症の人と家族の支援に資する社会資源で、地域の中に存在するもの
区市町村	都内の基礎自治体の本庁を指す。
医療機関	病院及び診療所を指す。
介護サービス事業者	介護保険サービスを提供する事業者のうち、介護保険法第115条の32に示される事業者
認知症生活支援モデル事業	「認知症の人と家族が地域で安心して暮らせるまち」を目指し、平成19年度から2年間にわたり実施した「認知症地域資源モデル事業」、「認知症支援拠点モデル事業」の総称
認知症地域資源ネットワークモデル事業	「認知症生活支援モデル事業」のうちの1事業で、練馬区と多摩市をモデル地区として選定して実施した事業
認知症支援拠点モデル事業	「認知症生活支援モデル事業」のうちの1事業で、5つの介護サービス事業者をモデル事業者として選定して実施した事業
認知症地域支援ネットワーク事業	「認知症生活支援モデル事業」の成果をもとに、平成21年度から開始した事業で、区市町村が実施主体となり、認知症の人と家族を地域で支えるネットワークを形成する事業
ネットワーク会議	地域の実態把握、目標の設定・共有や、地域資源マップの作成、徘徊SOSネットワークの構築等の個別事業の企画・実施・進行管理などを行う会議。認知症地域資源ネットワークモデル事業では「コーディネート委員会」と呼称
地域コーディネーター	介護サービス事業者が地域の拠点となって、認知症の人と家族を支える活動を行う際に、地域との関係づくりの中心を担う存在として事業所内に配置される職員

第 1 部

都の認知症高齢者を取り巻く状況

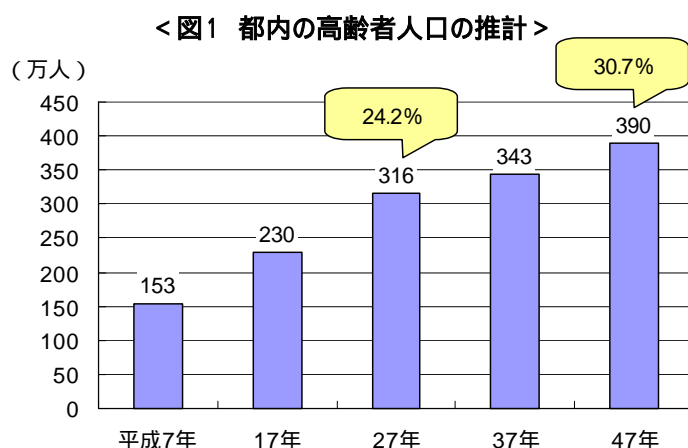
第1章 都内の認知症高齢者の現状

今後、高齢者人口の急速な増加に伴い地域で暮らす認知症の人も増加する見込み。子供と同居している人が多いが、一人暮らしも4人に1人。日常の過ごし方は、家でのおんびり過ごしたり、友人・仲間と会うことを楽しみとしている。

約9割が今の地域に住み続けることを希望しているが、家族の地域包括支援センターなど相談窓口についての認知度は低く、生活を支える仕組みは十分に活用されていない。

1 都内の認知症高齢者数

都内の高齢者人口は、平成27年まで急速に増加し、高齢化率は、平成27年に24.2%、平成47年には30.7%に達することが見込まれています。(図1) 認知症の人は、高齢者人口の約1割を占めると推計されていることから、今後高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加すると考えられます。



資料：総務省「国勢調査」
国立社会保障・人口問題研究所
「都道府県の将来推計人口」
(平成19年5月推計)

平成27年以降は、「都道府県の将来推計人口」を基にした推計値

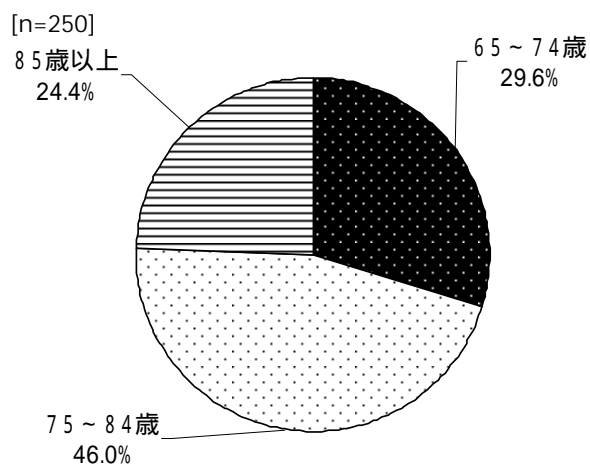
2 在宅で暮らす認知症の人と 家族の状態像

都は、平成21年に在宅高齢者を対象とした調査(※1)を実施し、認知症の疑いのある高齢者250人(※2)とその家族の状態像の分析を行いました。

(1) 本人の属性

性別は、男性が35.6%、女性が64.4%、年齢は75歳～84歳の層が一番多く、平均年齢は78.8歳でした。(図2)

<図2 認知症の疑いのある在宅高齢者の年齢構成>

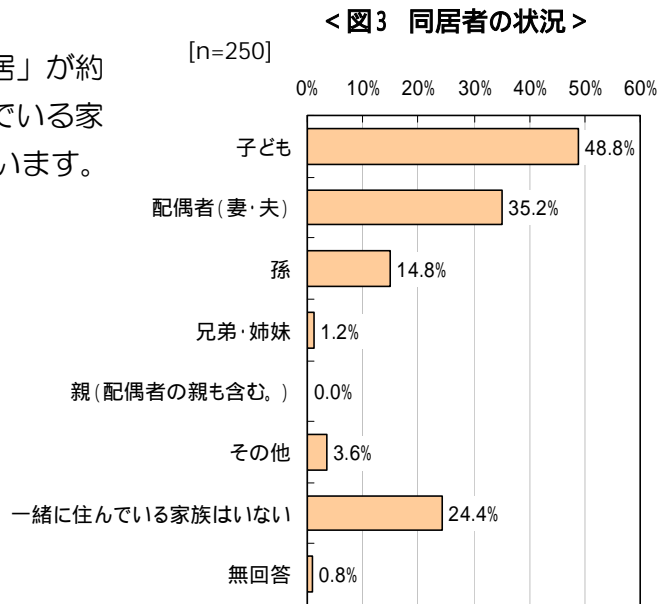


- 1) 東京都福祉保健局高齢社会対策部「東京都在宅高齢者実態調査(専門調査)」(平成21年3月) 認知症の疑いのある高齢者250人及びその家族111人について分析。
- 2) MMSE(Mini-Mental State Examination)の結果により分類

(2) 同居者

同居者の状況は、「子どもと同居」が約半数を占める一方、「一緒に住んでいる家族はいない」も約25%を占めています。

(図3)



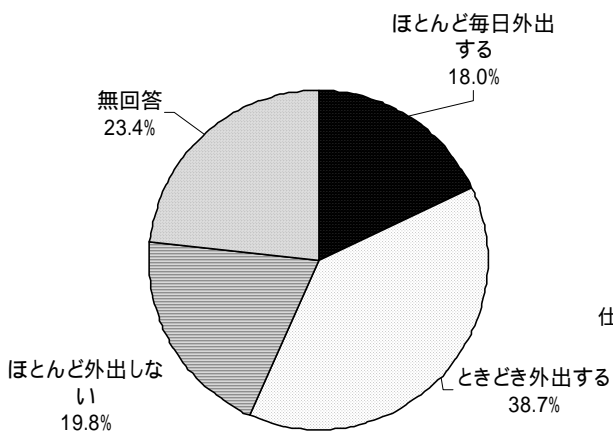
(3) 日常の過ごし方

本人の外出頻度をみると、「ときどき外出する」という人が約4割と最も多く、次いで「ほとんど外出しない」という人が約2割となっています。(図4)

また、現在、楽しみややりがいを感じていることでは、「家でのんびり過ごす」が4割弱と最も多く、次いで「友人や仲間と会うこと」が約2割でした。また、「その他」の楽しみややりがいとして、カラオケ、庭作業や野菜作りなどが多く挙げられています。(図5)

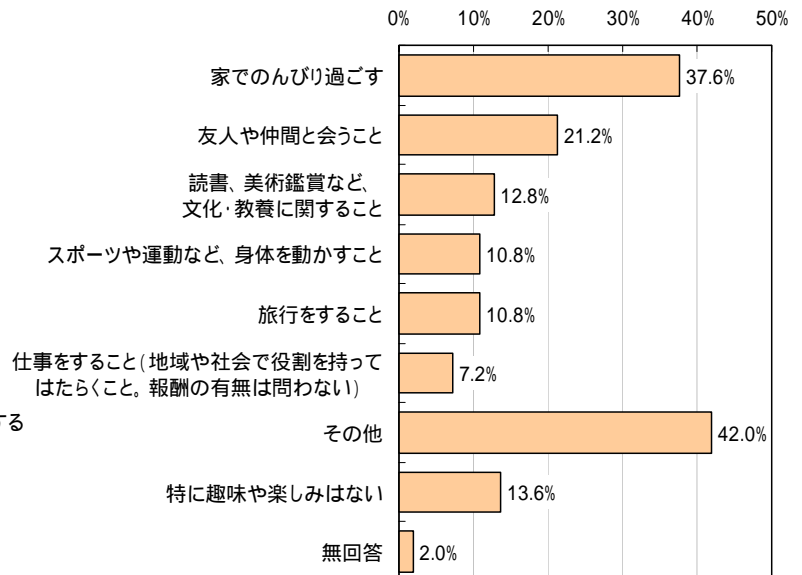
< 図4 外出頻度 >

[n=111]



< 図5 現在の楽しみややりがい >

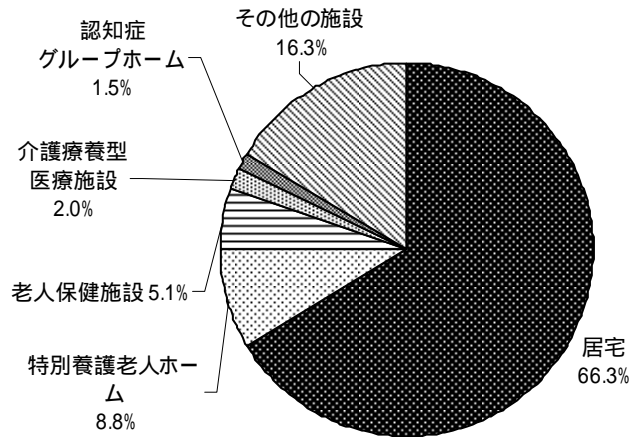
[n=250 (複数回答)]



3 認知症高齢者のすまい方

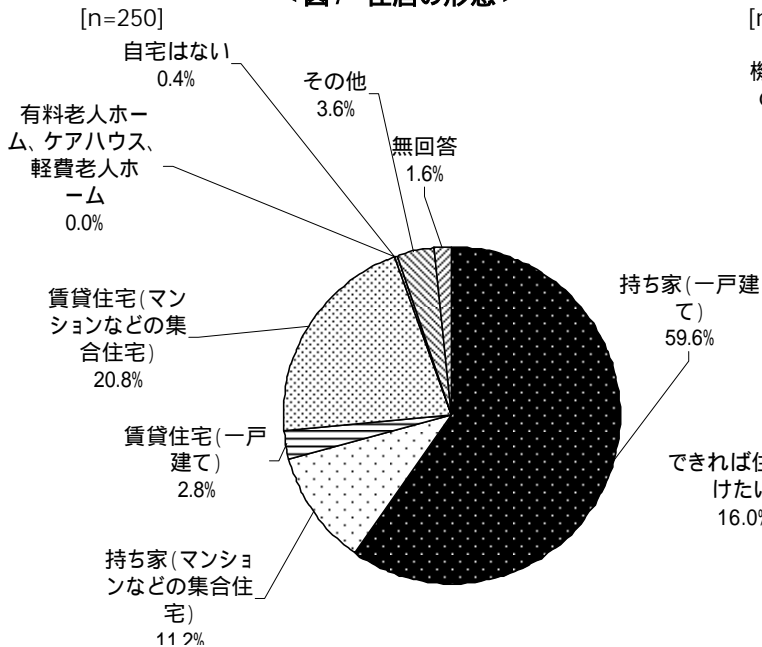
都内区市町村の要支援・要介護認定データを用いて集計したところ、認知症高齢者の多くは居宅に住んでおり（図6）、居宅の形態は、「持ち家（一戸建て）」が約6割と最も多く、次いで、「賃貸住宅（マンションなどの集合住宅）」が約2割となっています。（図7）また、認知症の疑いのある高齢者の9割が、今の地域での生活の継続を望んでいます。（図8）

<図6 認知症高齢者のすまい>



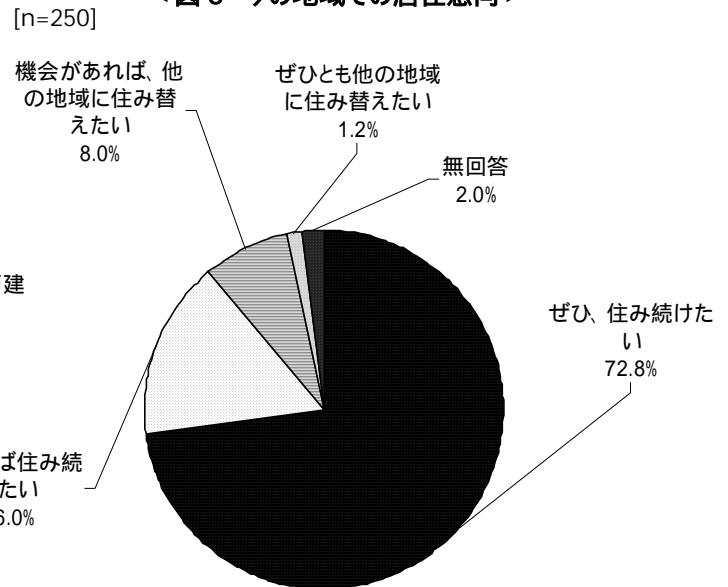
東京都福祉保健局高齢社会対策部「認知症高齢者自立度分布調査」（平成20年8月）

<図7 住居の形態>



東京都福祉保健局高齢社会対策部
「東京都在宅高齢者実態調査（専門調査）」（平成21年3月）

<図8 今の地域での居住意向>

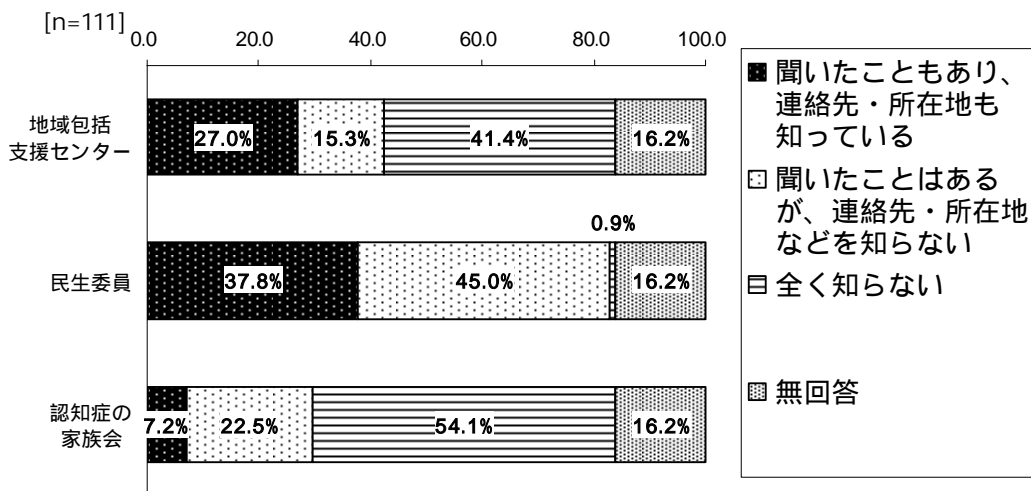


東京都福祉保健局高齢社会対策部
「東京都在宅高齢者実態調査（専門調査）」（平成21年3月）

4 地域生活を支える資源の活用状況

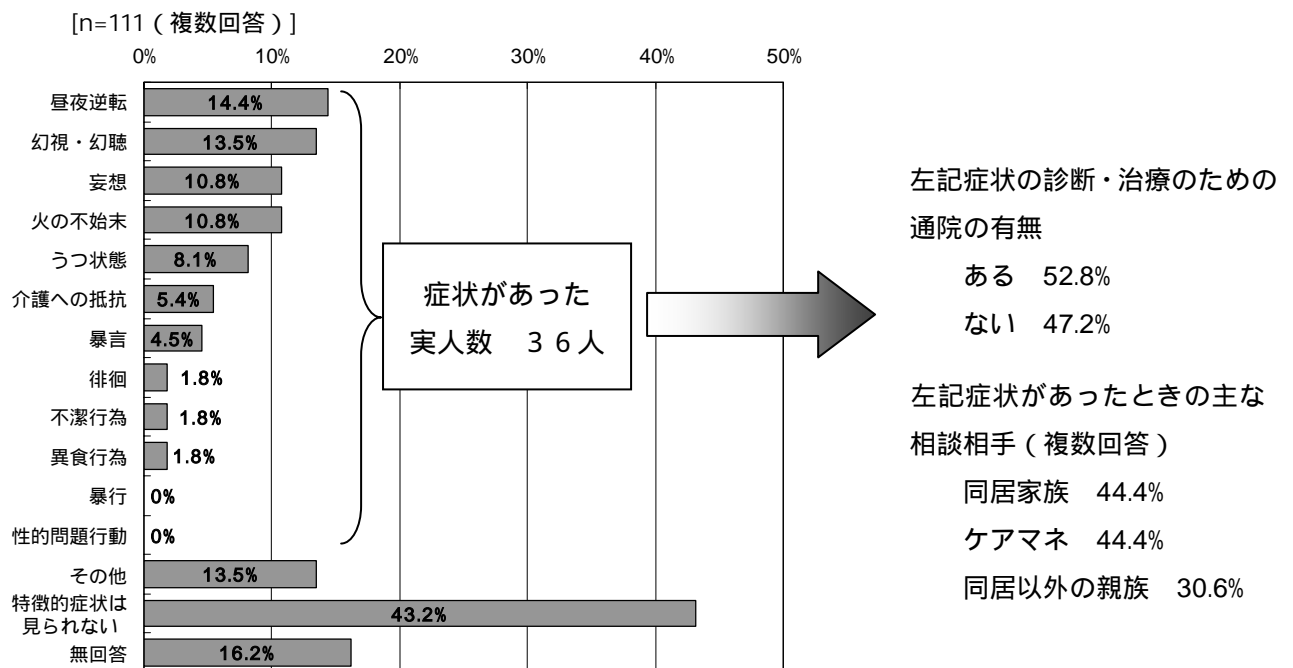
認知症の進行に伴って生活上の困難が生じたときに利用する相談窓口は、家族にもあまり知られていません。(図9) また、治療の対象になりうる症状が生じている場合でも、約半数の人は医療機関に通院していない(図10) など、生活を支えるための仕組みは必ずしも十分には活用されていません。

< 図9 家族の地域資源の認知状況 >



東京都福祉保健局高齢社会対策部 「東京都在宅高齢者実態調査(専門調査)」(平成21年3月)

< 図10 特徴的な症状の有無・通院の有無・主な相談相手 >



東京都福祉保健局高齢社会対策部 「東京都在宅高齢者実態調査(専門調査)」(平成21年3月)

第2章 地域づくりに向けた都の施策展開

認知症の人と家族を支える地域づくりに向けて、仕組みづくり、施策の検討、普及啓発の3つの切り口から施策を展開
現在は、平成19～20年度に取り組んだ2つのモデル事業の実施・検証を踏まえ事業化した「認知症地域支援ネットワーク事業(P15)」の区市町村への普及、シンポジウムやホームページ等を通じた認知症の理解の啓発(P16)などを推進

1 都の認知症対策の方向性

都では、認知症対策の総合的推進を図るため、「地域づくり」「医療」「介護」「若年性認知症」「最先端の研究」の5分野を柱に施策を進めています。本章では、以上5分野のうち「地域づくり」に焦点を絞ってこれまでの施策展開を解説します。

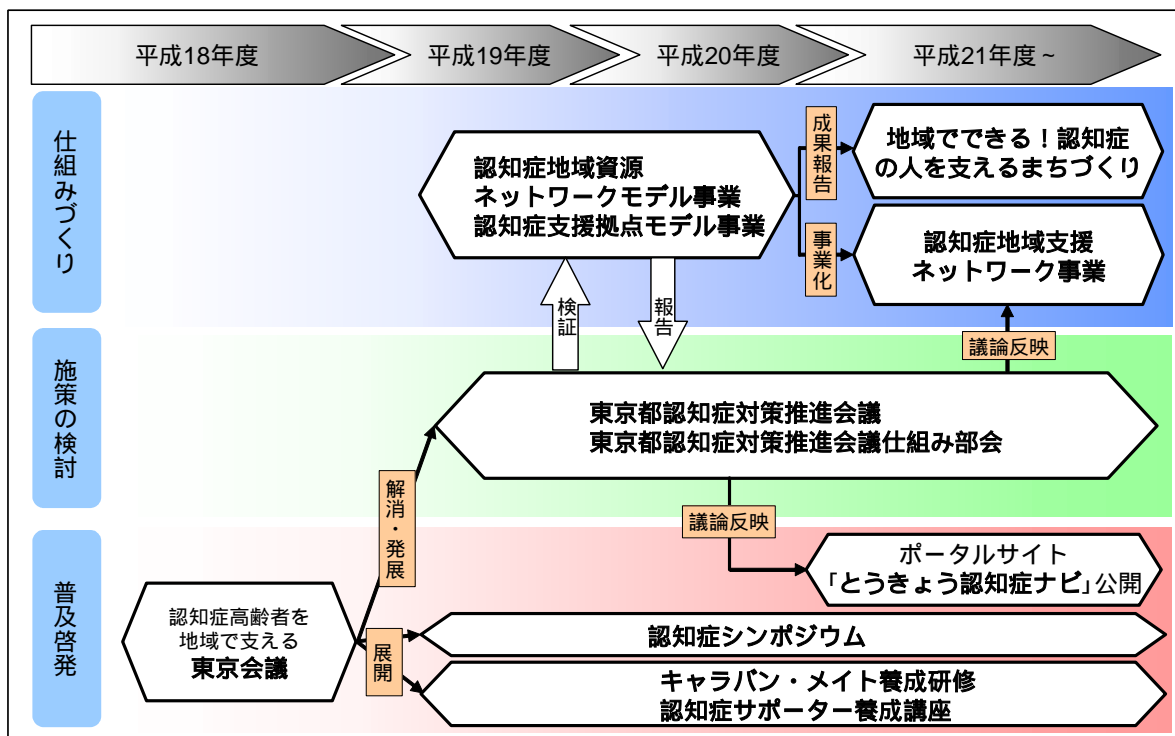
2 地域づくりに向けた施策展開

第1章でも触れたように、認知症の疑いのある高齢者の約9割が、現在暮らしている地域での生活の継続を望んでいます。しかし、認知症になると、認知症に伴う生活上の困難を抱える一方で、それを補う様々なサービスを自分で探し活用することは難しくなってきます。

このため、認知症になっても、認知症の人と家族が地域で安心して生活を続けられるようにするためには、誰もが認知症について正しい知識を持ち、支えあうことのできる「地域づくり」を進めることが重要です。

こうした理由から、都では認知症の人と家族を支える地域づくりに向けた施策を①仕組みづくり、②施策の検討、③普及啓発の3つの観点から、下図のように展開しています。(図1)

< 図1 認知症の人と家族を支える地域づくりに向けた施策展開の概観(平成18年度～) >



(1) 仕組みづくり

認知症地域資源ネットワークモデル事業(図2)

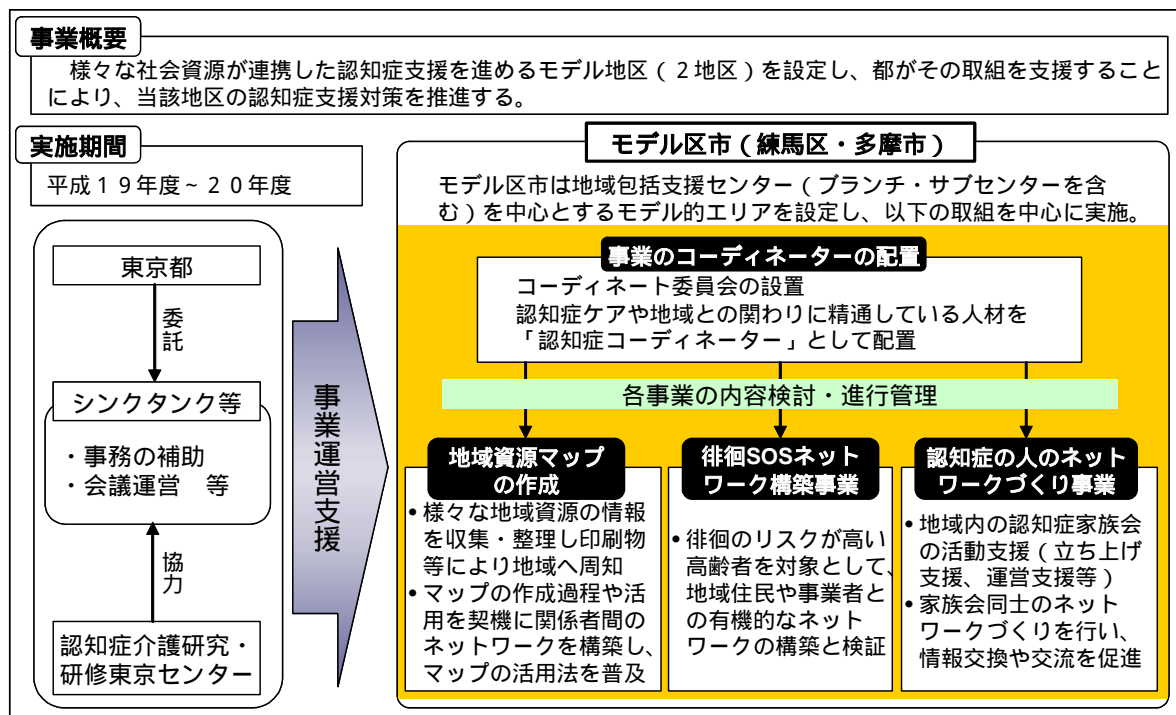
都の支援のもと、モデル区市が、地域の様々な社会資源が連携したネットワーク構築のための取組を行う事業として、平成19年度から20年度にかけて実施されました。

本事業では、多様な地域資源が連携した「認知症の人を面的に支える仕組みづくり」を都内全域に普及することを目的に、2つの地域でモデル的に試行し、仕組みづくりに当たっての課題抽出や事業ノウハウの獲得を図りました。

モデル地区としては、区行政の中心地に近く、戸建住宅や集合混在している地域である練馬区と、多摩ニュータウンの第1次入居地区で、賃貸の集合住宅が多く高齢化率が極めて高い地域である多摩市の2区市が選ばれました。

モデル区市では、事業内容の検討・進行管理を行う「コーディネート委員会」を中心に、「地域資源マップ」の作成や、「徘徊SOSネットワーク」の構築等を実施しました。

< 図2 認知症地域資源ネットワークモデル事業の概要 >



認知症支援拠点モデル事業

デイサービス等の介護サービス事業所を、地域に開かれた「支援の拠点」として活用する事業です。身近な地域に福祉・医療をはじめとした多様な社会資源が存在する東京の強みを生かした「東京発の大都市モデル」として実施しました。

本モデル事業は介護サービス事業者の行う自主的な地域活動のうち、①地域コーディネーターの配置、②地域向け相談支援事業、③近隣とのネットワーク構築事業、④その他独自の取組の4つの事業に対して経費の補助を行うという方法で行いました。実施に際しては37の事業者から選定された5事業者が、「手作りプランターの設置」、「認知症緊急時対応サービス」、「認知症高齢者の実験的就労デイ」などの様々な地域活動に2か年にわたって取り組み

ました。

認知症地域支援ネットワーク事業(図3)

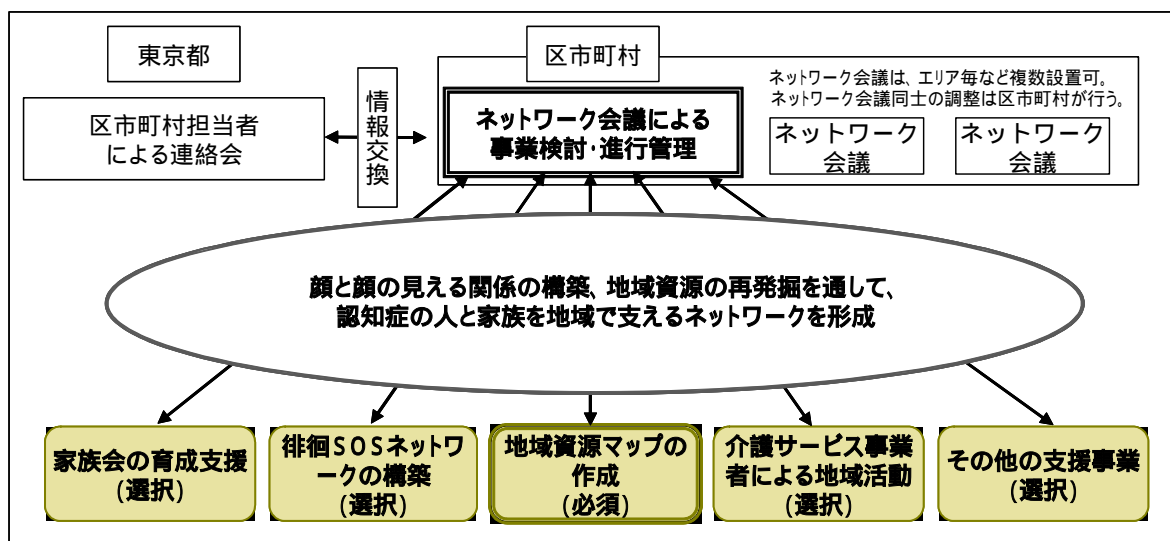
前述の2つのモデル事業の成果を踏まえ、地域で支える仕組みづくりを全都的に展開することを目的に、平成21年度から区市町村を実施主体として実施しています。

実施主体が区市町村となっているのは、地域資源同士の顔の見える関係づくりや、事業実施に当たっての関係機関との調整のために、区市町村の適切な関与が必要なためです。

都は、本事業を推進するため、区市町村に対して費用の一部を補助しています。

事業内容としては、地域の特性に合わせて、「ネットワーク会議の設置」、「地域資源マップの作成」といった必須事業と、「家族会の育成支援」「介護サービス事業者による地域活動」といった選択事業を組み合わせ、地域づくりを行っています。

< 図3 認知症地域支援ネットワーク事業の概要 >



シンポジウム「地域でできる！認知症の人を支えるまちづくり」

前述の2つのモデル事業の試行過程や得られた成果を、施策の担い手である区市町村の担当者や介護サービス事業者等に直接発信し、地域づくりに取り組む契機とすることを目的に開催しました。

シンポジウムでは、モデル事業の実施団体（2区市5事業者）からの事業報告と、モデル区市・モデル事業者と学識経験者によるパネルディスカッションと質疑応答を行い、地域づくりの手法等について考察しました。

(2) 施策の検討

認知症高齢者を地域で支える東京会議

「認知症に対する都民の正しい理解の促進」と「地域の社会資源が連携して認知症の人と家族を支える仕組みづくりの検討・促進」を目的に、平成18年に設置されました。

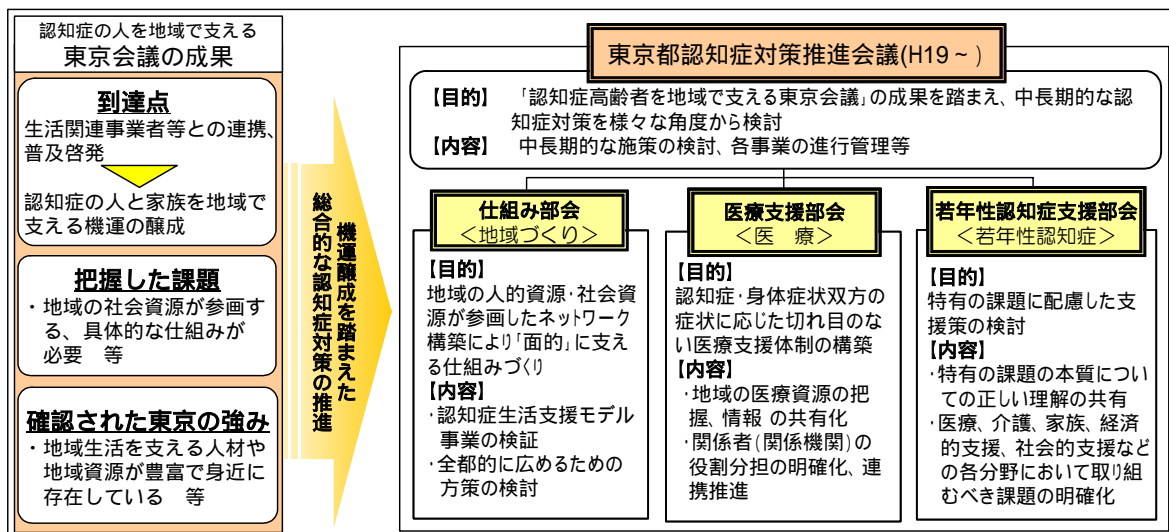
会議では、医療・介護業界のほか、生活関連事業者等の参画を得て、認知症の人を地域で支える機運を醸成しました。

東京都認知症対策推進会議(図4)

前述の「認知症高齢者を地域で支える東京会議」の成果を踏まえ、平成19年度に「東京都認知症対策推進会議」が設置されました。

また、第1回東京都認知症対策推進会議において、認知症の人と家族を「面的」に支える仕組みづくりの具体化が優先的に取り組むべき課題の一つとされ、「仕組み部会」を設置し、モデル事業の進行管理・検証を中心に、認知症の人と家族を地域で支えるための仕組みづくりについて検討しました。

< 図4 東京都認知症対策推進会議及び仕組み部会等の概要 >



(3) 普及啓発

認知症シンポジウム

認知症の人と家族が地域で安心して暮らせるためには、誰もが認知症に関する正しい知識を持つことが不可欠です。そこで、都民の認知症に対する理解促進と、普及啓発を目的として、平成19年度以降、毎年世界アルツハイマーデーを記念して9月にシンポジウムを開催しています。

キャラバン・メイト養成研修、認知症サポーター養成講座

認知症の人と家族への応援者である「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを行うために、①企業・団体等が全都的に認知症サポーター養成講座を開催する際の窓口業務、②認知症サポーター養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」の養成を実施しています。

認知症ポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」の公開

「見やすくわかりやすい認知症ポータルサイト」をコンセプトに、「とうきょう認知症ナビ」を開設しています。認知症の基礎知識や相談窓口・医療機関の紹介など、認知症の人と家族向けのコンテンツのほか、検討会の配布資料・議事録や調査報告書など、行政担当者や事業者向けの情報も掲載しています。

URL : http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/ninchishou_navi/

第2部

認知症の人と家族が地域で安心して
暮らせる地域づくりの進め方

第1章 認知症の人と家族が安心して暮らせる地域とは

1 認知症により直面する問題

認知症は、記憶障害や見当識障害などの認知機能の低下により日常生活や社会的な活動に障害が生じる点に特徴があります。買い物や家事を行う時に失敗してしまうこと、それまでしていた仕事をこなせなくなることをもたらします。

認知機能の低下は、生活上の問題に加えて、心理的にも不安定な状態をもたらす、混乱状態に陥りやすくなります。行動・心理症状として妄想や徘徊行動などに発展することもあります。

このような認知症の症状は、介護家族へ様々な負担を強いることとなります。徘徊行動は、家族が始終「目が離せない」状況をつくり出し、対応だけでなく、時間的にも家族が拘束される状況を生じさせます。また介護家族の抱えている問題は、地域の人々に十分理解されているとはいえ、介護家族が孤立するという問題も生じています。

さらに認知症が出現することは、それまで可能であった活動や能力が、「できなくなった」と周囲にみなされやすい傾向もあり、しばしばその活動が制限されやすい傾向があります。

2 認知症の人が地域で暮らすことの意味

認知症の人が地域で暮らすことは、自宅・介護保険施設などの居住形態に関わらず、それまで住み慣れた地域にとどまることを意味しています。認知症が人生後半期に出現することは、その人が年齢を重ねるなかで積み重ねられた体験や経験、その上にある生活や社会的活動の延長線上にあるといえます。住み慣れた地域で暮らすことにはここに特徴があります。

友人との交流や趣味活動、周辺の散歩や買い物などの外出は、慣れ親しんだ地域に住み続けることにより確保されるものです。記憶障害や見当識障害は、様々な混乱を引き起こしますが、地域での生活の継続が、行動・心理の安定に影響を与えます。認知症においてしばしば、人物の見当識が低下しても、「なじみ」の関係が存在することは、顔を合わせるような継続的な関係が認知症のある人にとって欠かせないものであることを示しています。

3 地域で暮らす上での課題

認知症になっても地域で暮らすためには、様々なサービスを利用することになります。例えば介護保険では、訪問介護やデイサービス、また小規模多機能型サービス、グループホームなどの地域生活を継続していく上で利用できるサービスがあります。

認知症のある人が、地域で暮らしていくことを支えるには、提供されるサービスの中に、地域でのその人のそれまでの活動が反映されていくことが必要となります。それまでの生活や社会的活動のなかに、刺激すれば「できる」ことの手がかりが潜んでいるといえ、サービスにはそれが積極的に取り入れられる必要があるといえます。

また、認知症の症状が原因で、本人による意思決定が困難になった場合には、「成年後見制

度」の利用など、第三者による意思決定の支援が必要となります。

加えて、こうしたサービスや制度のほかに、地域が認知症を理解し支えていく力をつけていくことも必要となります。例えばサービスを利用してない時間帯に出現することのある徘徊行動は、地域での生活の継続や家族への介護負担になります。その場合、徘徊行動をして自宅から出てしまった認知症の人に、周囲が気づいて声をかけたりすることができるならば、サービスの隙間を埋めることにつながるといえます。また日頃そのような状況にある人がいることを地域の人々が理解し見守ることは、その人と家族が孤立することを避けることにもなります。

東京のような大都市において、全ての人が認知症を理解し、徘徊をしている認知症の人に対応するようになることは困難であるかもしれません。また介護家族の負担を理解し、その孤立を防ぎ、見守ることのできる地域となることに限界があるかもしれません。しかし東京には、NPOなどの豊富な実践力を培った人的資源や、商店街・交通機関・介護サービス事業者といった多様な社会資源が身近に存在しているという強みもあります。地域の人々が認知症を理解し、強みを生かしながらかみ守ることができることへ近づくための様々な方策が求められています。

4 安心して地域で暮らせるために

認知症の人と家族が安心して地域で暮らせるためには、地域と「つながること」が強まる必要があります。

(1) 地域における認知症の理解

認知症の人が直面する問題を、できるだけ多くの人々が理解していくこと、さらにその家族の抱えている問題が理解されていることなどの普及啓発が果たす役割は大きなものといえます。

地域とのつながりは、地域そのものが認知症の理解を深めることから始まります。

特に徘徊行動へ対応できる訓練や対応できるネットワークの構築などを展開することは、普及啓発とともに、身近なこととして地域が実感的に認知症を理解することへつながるといえます。

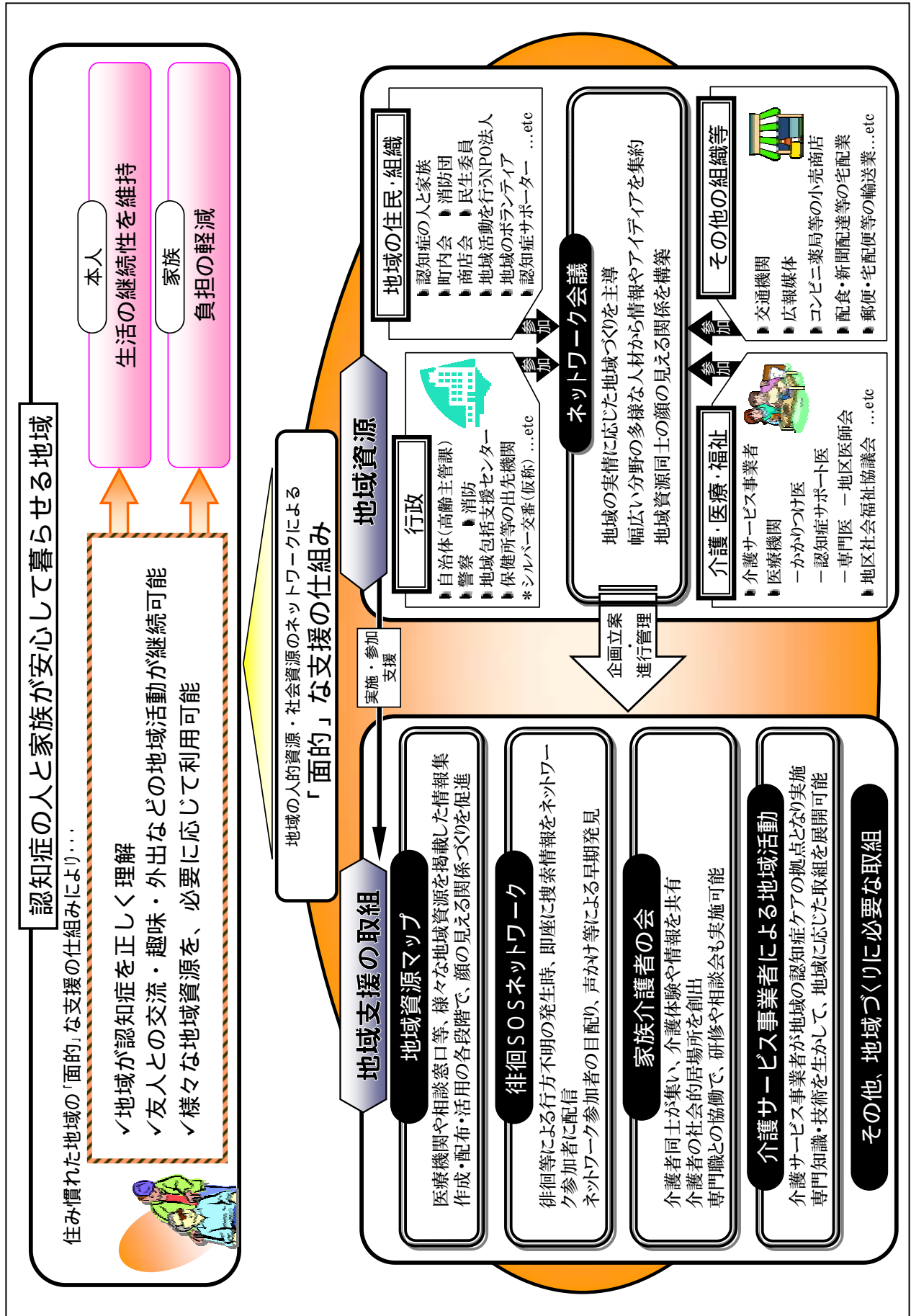
(2) 住み慣れた地域であることが活かされている

認知症になると、日常生活や社会的活動が制限されやすくなるため、自宅や地域のグループホームで生活していても、生活や活動が「隔離」された状況に陥る可能性があります。認知症の人が生活の中で積極的に地域と関わっていけるように、活動に工夫が必要です。

(3) 資源を開発し、つなげていく

認知症の介護家族にとって、利用できる資源として必要なのは介護保険サービスだけではありません。孤立しやすい家族にとって、商店街等の情報や見守りをしてくれる人や家族会の存在が支えになります。地域で安心して暮らして行けるということは、様々な人々や組織による見守りをしていくためのネットワークや利用できる社会資源が形成されることといえます。それらは専門職だけに共有される情報ではなく、本人や家族にとってわかりやすい情報であることが必要といえます。

< 図1 認知症の人と家族が安心して暮らせる地域のイメージ図 >



第2章 関係する諸法規について

早わかり

認知症の人の権利保護について

虐待を受けている高齢者の7割に認知症があるなど、認知症高齢者の権利擁護は喫緊の課題で、法制度上も、介護保険法・成年後見制度が相次いで整備され、「地域生活の継続」「当事者主権」が基本的な方向となっています。(P24)

個人情報の第三者提供について

認知症の人を地域で支援する場合、収集・提供による個人情報の共有が必要となる場面があります。個人情報の第三者提供に当たっては、個人情報保護法の観点から、次の原則・例外・留意点があります。(P26、P27)

＜原則＞

あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することはできません。

＜例外＞

現に徘徊等により行方不明になっている等、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」など、例外的に本人の同意を得ずに個人データを第三者提供することができる場合があります。

＜家族の同意＞

上記＜例外＞に該当しない場合で、家族が本人の成年後見人等である場合には、個人情報の第三者提供に当たって家族の同意を得る必要があります。

解説

1 認知症の人の権利保護について

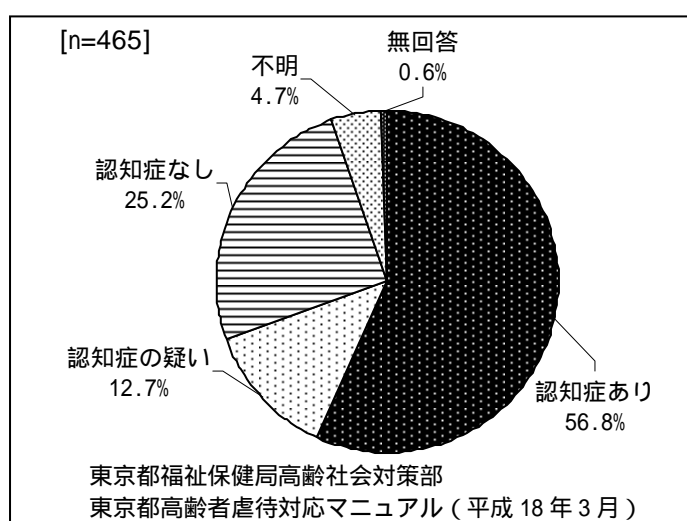
(1) 認知症高齢者に対する権利侵害の状況

認知症高齢者に対する虐待や権利侵害は後を絶たず社会問題化しています。

平成19年度の厚生労働省調査によると、全国で、養護者による虐待は13,273件、養介護施設従事者による虐待が62件でした。さらに、東京都の調査では、虐待を受けている高齢者の7割に認知症（疑いを含む）があることがわかっており（図1）、認知症高齢者の権利擁護は喫緊の課題です。

また、養護者による虐待の25.8%に経済的虐待が見られるなど、認知症の人と介護している家族とで利益が相反する場合も見られます。したがって、認知症の人の支援を行うに当たっては、認知症の本人を第一に考える必要があります。

< 図1 虐待事例における認知症の有無 >



(2) 住み慣れている地域で住めるように - 介護保険制度・社会福祉基礎構造改革

平成12年4月に導入された介護保険制度により、認知症の人に対する福祉は「措置から契約」に転換され、平成12年6月施行の「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」に基づく社会福祉基礎構造改革により、福祉施策の基本はノーマライゼーションの下、住み慣れた地域で暮らすことを支援することになりました。同時に福祉の多様な需要は、民間が分担すべきものであるという役割分担策が打ち出されるなど、大きな変換が行われることになりました。

介護保険制度には、認知症の人への介護を「家族介護」から「社会的介護（公的介護）」に転換し、認知症の人に身近な地域で、その暮らしを支える役割が与えられました。さらに、高齢者介護の将来像を描く「2015年の高齢者介護」（高齢者介護研究会報告書）においては、認知症の人を、住み慣れている地域に近い環境で介護支援するという方向性が強く打ち出されています。

(3) 本人の主体性を尊重した支援を - 成年後見制度 -

認知症などにより自己決定することが困難な人の支援を目的として、介護保険制度の導入に合わせて、従来の禁治産・準禁治産制度が3類型の法定後見制度と任意後見制度に改正され、平成12年4月に成年後見制度として施行されました。区市町村長の申立権や、後見人等の身上配慮義務などその権利擁護の機能が重視されています。

平成17年の介護保険法改正では、認知症の人のための権利擁護事業が、区市町村の必須事業とされるようになりました（介護保険法115条の44第1項第4号）。

また、平成18年4月から、高齢者虐待防止法が施行され、区市町村の責務のひとつとして、成年後見制度の活用が位置付けられました（同法9条第2項）。さらに、全国の区市町村で地域包括支援センターが設置され、認知症の人の権利擁護や虐待防止の前線部隊としての役割を担っています。

認知症の人の支援に当たって、支援を受ける者の主体性を重視し、当事者自らがニーズを主張し、生活の在り方を決めるという「当事者主権」の視点に立つことが重要です。

2 個人情報情報の情報収集・第三者提供について

個人情報として保護されるのは、次の①と②を満たしている情報です。

①現に生存している個人に関する情報

②情報に含まれる氏名・生年月日その他記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）

認知症の本人に意思能力がない場合も保護の対象に入ります。

(1) 個人情報の共有の必要性

徘徊などで見守りが必要な認知症の人を地域で見守る場合等には、個人情報を収集したり第三者に提供し、共有する必要性が生じます。

(2) 個人情報保護に関する法令等

平成15年、個人情報保護関係五法の成立によって、個人情報保護法制の体系は大きく、民間部門と公的部門に分かれました。民間部門は、個人情報保護法（以下「法」という。）から成り、公的部門は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例から成り立っています。（参考文献①20頁）

医療・介護分野では、実質的な内容は、民間部門に対する個人情報保護法による規制と、公的部門に対する行政機関個人情報保護法等による規制内容は、実質的にはほぼ同じと見ることができると考えます。

(3) 医療介護ガイドライン

医療、介護関係事業者が行う、個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための指針として、平成16年12月に厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（以下「医療介護GL」という。）が通達されました。

平成18年4月には、当時JR尼崎事故の際に一部医療機関が家族等からの問い合わせに応じなかったことが社会問題化したことから、解釈の明確化を図る目的で改訂がなされまし

た。(参考文献②180頁)

医療介護GLの対象者は、医療・介護関係事業者とされています。介護関係事業者とは、介護保険法に規定する居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、同介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護保険施設を営む事業、老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業、老人福祉施設を営む事業、その他高齢者福祉サービス事業を行う者としています。(参考文献②472頁)

医療介護GLは、個人情報保護宣言(医療・介護関係事業者が個人の人格尊重の理念の下に個人情報を取り扱うこと、及び関係法令、医療介護GL等を遵守すること、個人情報の取扱いに関する規則においては、個人情報に係る安全管理措置の概要、本人等からの開示等の手続き、第三者提供の取扱い、苦情処理の体制等について具体的に定めることが想定されている)を求めています。(参考文献②473頁)

(4) 個人情報の収集について

個人情報の取得に関して、「個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない(法17条)」と定められています。「偽り・・・の手段」というのは、第三者に個人情報を転売するといった利用目的を隠して、統計調査のためというような虚偽の目的を告げて個人情報を取得することです。(参考文献①96頁)

介護サービス事業者が、認知症地域支援ネットワーク事業に参加・寄与すること等正当な目的に必要な情報を収集する場合、個人情報保護制度関係の法的問題が生じることは考えにくいと思います。

(5) 第三者への提供について

第三者への個人情報の提供は、「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」(法23条)として、原則的に本人の同意が必要と定められています。

しかし、次の場合は例外的に本人の同意を得ないで第三者へ個人情報を提供することができるとしています。

- ・法令に基づく場合(法23条第1項第1号)
- ・「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(法23条第1項第2号)
- ・「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき」(法23条第1項第3号)

介護関係事業者の場合につき「法令に基づく場合」として、サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等(指定基準)、居宅介護支援事業者等との連携(指定基準)、利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知(指定基準)、利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等(指定基準)を掲げています。(参考

文献②478頁)

「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、例えば、認知症の人が急病になった場合等、物理的に同意を得がたい場合や、悪質なクレーマーの情報を共有する場合等、本人が同意することが社会通念上期待しがたい場合も含むとされています。

また、人の生命、身体又は財産の保護のために、他の方法を用いることが可能な場合には、本人の同意を得ないで第三者提供することは認められない、としています。(参考文献①120頁)

なお、認知症の人の個人データの第三者提供において、成年被後見人等で、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断能力を有していない場合は、原則として、成年後見人等から同意を得る必要があります(参考文献①p117)。ただし、個人情報の第三者提供についての上記のような法律上の例外として本人同意が不要な場合、成年後見人等から同意が必要でないことはもちろんです。成年後見人等でない家族の同意には、認知症の人との関係では個人情報保護法上の意味はありませんが、事業運営上の必要性については十分に検討する必要があります。

徘徊等により現に行方不明になっている者に関する個人情報の第三者提供は、法23条第1項第2号の例外に該当するケースが多いと考えられます。

参考文献

- ①：「個人情報保護法の逐条解説 第3版」宇賀克也著
- ②：「個人情報保護法 新訂版」岡村久道著

第3章 推進組織づくり

早わかり

ネットワーク会議とは

「認知症の人と家族を支える地域づくり」の牽引役となるのが「ネットワーク会議」です。主な活動として、①現状把握・課題の抽出とビジョンの設定、②事業の企画・実施・進行管理、③地域住民や関係機関に向けた広報、等があります。(P30、P35～36)

地域づくり推進のポイント

人口・生活環境などの地域特性に応じてビジョンを設定し、地域づくりを進めることで高い効果が見込まれます。同一区市町村内に、特性の異なる地域が複数存在する場合は、まず一部地域で重点的に取組を進めることで成果が見込めます。(P31、P35)

ネットワーク会議の設置の流れ

事務局を組織し、地域づくりやネットワーク会議の在り方の素案を検討します。その上で、地域づくりを進めるために必要な人材を、多様な組織関係者・住民から幅広く人選し、ネットワーク会議への参加を依頼します。(P31～34)

ネットワーク会議の組織

地域や事業の規模に応じて、組織を工夫することが効果的です。例えば、方針策定や全体の進行管理等を行う「全体会議」と、個々の事業について具体的な協議や準備を行う「ワーキング会議」に分ける方法等があります。(P33、P34)

標準的モデル

事業概要

認知症の人と家族が地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するために、地域の住民や関係者らから成る「ネットワーク会議」を設置し、全体的な企画や各種事業の内容の検討、進行管理を行う。

事業実施のメリット

- 地域が一体となって地域づくりに取り組む必要があること、行政が地域づくりを推進していることを発信できる。
- ネットワーク会議の構成員から、認知症の人や家族の生活実態や、地域資源に関する情報を集約可能
- 取組を総合的に進行管理することで、取組同士の連動性を高め、継続的・効果的に地域づくりを推進
- 参画する多様な組織・人材を通じて、地域資源のつながりが生まれ、認知症の人と家族を地域で直接支える基盤ができる。
- 会議体にすることで、異動などの影響を少なくし、継続した活動が可能になる。

事業実施のコツ

- 事務局及びネットワーク会議の構成員の人選がカギ。認知症の支援に積極的に取り組む意向を持つ人材を、専門職、関係組織、住民、当事者、行政事務職等、幅広い領域からバランスよく選定する。
- 事業のスタート時点で認知症の人や家族の生の声を聴く機会をつくと、関係者が当事者の視点に立って真剣に取り組む動機づけとなり、結束力と推進力が高まる。

中心となる担い手

推進組織の立ち上げは、行政が積極的に担うべき。ただしネットワーク会議の構成員には、民間組織・地域住民等の参画が不可欠。

取組の項目

ネットワーク会議の事務局を設置



ネットワーク会議構成員の人選・協力依頼



地域の実態の把握



地域独自のビジョンを設定・共有化



事業の企画、地域づくりの推進



総合的な進行管理・検証と継続的な提案

解説

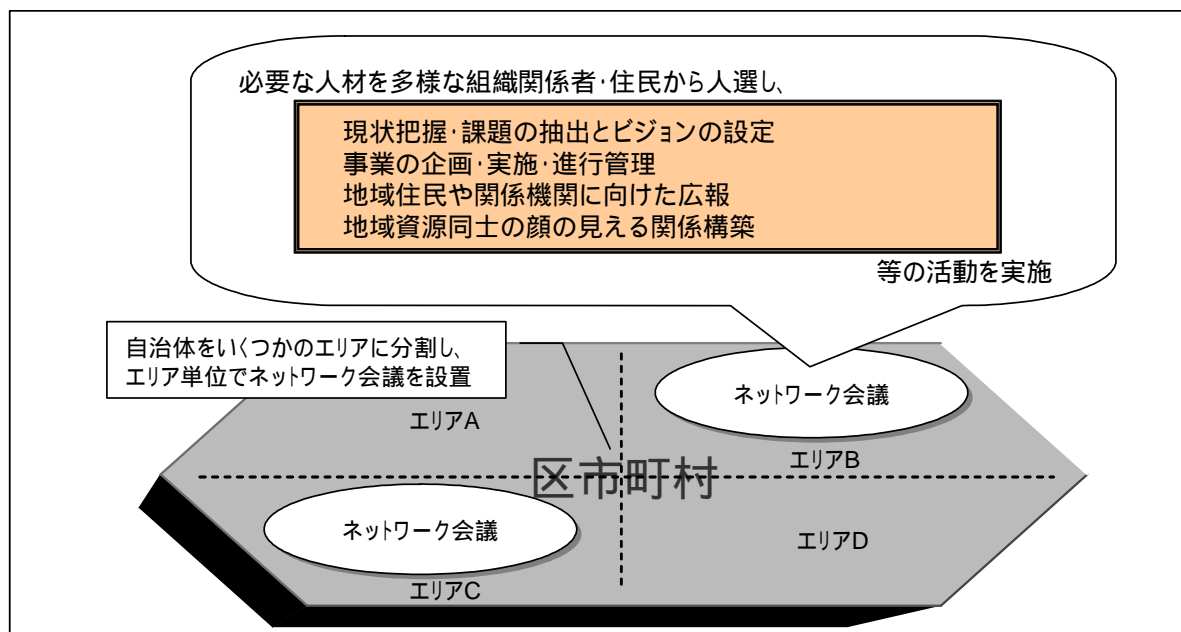
1 推進組織づくりの意義

(1) ネットワーク会議とは

認知症の人と家族を支える地域づくりのためには、住民や地域の多様な関係者がつながりを増やしていくことが何よりも大切です。また、地域づくりは年単位に渡る息の長い取組が必要です。こうした点から、住民と関係者が一体となった地域づくりを一步一步着実に進めていくためには、どのような地域を共にめざしていくかというビジョンを掲げながら、地域づくりの中心となって継続的に推進する組織をしっかりと組んでいくことが不可欠です。

この推進組織が機能するには、住民や多様な関係者の参画と協働が必要であることから、この手引きでは、地域の住民や多様な関係者で構成される地域づくりの中核を担う推進組織のことを「ネットワーク会議」と称します。

<図1 ネットワーク会議のイメージ図>



(2) ネットワーク会議の効果

- 地域の住民や多様な関係者で構成されるネットワーク会議を設置することにより、区市町村が認知症の人と家族を支える地域づくりを積極的に推進していること、地域づくりには多様な資源が一体となって取り組む必要があることを、住民や多様な関係者に示すことができ、住民・関係者が一体となった地域づくりのシンボルになります。
- 地域に根差した多様な人材でネットワーク会議が構成されると、認知症の人と家族の生活実態や、支援に関する多彩な情報とアイディアを得ることができ、当事者や地域の実態を踏まえた地域づくりを展開していくことが可能になります。
- 様々な取組が場当たりに進んだり重複することによる非効率や、関係者の負担を防ぎ、当事者を中心とした地域づくりを一体的・効果的に推進できます。
- ネットワーク会議を通じて生まれた地域の人材や組織のつながりを通じて、本人と家族

への直接的な支援を生み出すことができます。

- 推進体制が築かれていくプロセスを通じて、認知症に限らない地域の諸課題に対応していくための基盤の充実にもつながります。
- 推進組織を会議体にするすることで、異動などの影響を少なくし、継続した活動が可能になります。

2 ネットワーク会議設置の流れ

(1) エリアの設定 - 重点推進地域からの展開

同一区市町村内であっても、生活圏域ごとに地域特性が大きく異なっている場合には、区市町村を一単位とした網羅的な地域づくりを推進しても、取組状況に差が出やすく、効果的・継続的な取組とならない恐れがあります。

こうした場合、まずは区市町村内の一部地域を重点推進地域に設定し、ネットワーク会議の設置などの取組を進めることで、きめ細やかで機動的なネットワークが形成されるとともに、本人と家族の日常生活を支える身近な資源のつながりによって直接的・具体的な成果を得ることが期待できます。

推進重点地域の選考基準の例として、以下の3つの観点が挙げられます。(表1)

<表1 推進重点地域の選考基準と、該当する地域の例>

選考基準	該当する地域の例
区市町村内で認知症の人と家族の生活上の課題が大きく、地域支援を拡充させる優先順位が高い地域	・高齢化率、単身・高齢者世帯率が高い地域 ・地域の中で孤立しがちな環境条件の地域(団地・マンション地帯)
地域づくりを推進する拠点となる事業者や人材があり、取り組みやすく今後の自治体全体での推進のモデルとして期待できる地域	・認知症の人の地域支援をすでに展開している地域密着型サービス事業所がある地域 ・認知症の人の地域支援を積極的に進めている地域包括支援センターがある地域 ・認知症の地域支援に取り組むかかりつけ医・サポート医がいる地域
地域づくりに意欲的な住民のキーパーソンがあり、取り組みやすく今後の自治体全体での推進のモデルとして期待できる地域	・自治会長や民生児童委員が認知症に理解があり、地域づくりに積極的な地域 ・商店会の中心的な人々が地域づくりや地域の活性化に取り組んでおり、地域のつながりを通じた認知症支援に関心の高い地域

なお、重点推進地域を設定する場合でも、最終的には区市町村全域に取組を広げていくことが求められます。重点推進地域の取組の具体的な場面(話し合いや各種の催しなど)には、他地域の住民や関係者が参加できるように呼びかけたり、取組経過を区市町村全体の住民や関係組織に広報・情報伝達していくことが必要です。

(2) ネットワーク会議の事務局体制の整備

ネットワーク会議の設置に先立ち、企画・運営を行う事務局体制を整える必要があります。

ネットワーク会議が機能し、地域づくりが進展している地域では、縁の下の力持ちとして事務局が果たす役割が大きく、実質的な舵取り役となっています。具体的には、地域づくりやネットワーク会議の在り方・進め方の素案の検討、ネットワーク会議の準備や進行管理の

事務を行います。

事務局には、ネットワーク会議の検討事項に応じて様々な情報やアイデアを提供する機能と、そのアイデアを実現するなどの実務的な機能が求められます。そのためには、地域の資源や認知症についてよく知る人と事務処理を円滑に行える人とがチームとなった事務局体制を整えることがポイントです。全国を取組では、行政や関係組織、地域から広く適任者を探して事務局を整えたところもあります。いずれにしろ、認知症の地域支援を自ら推進していこうという意欲がある人材が必要です。

また、事務局は区市町村が担うことが一般的ですが、多様な組織内に置くことも可能です。
(表2)

<表2 事務局の設置可能な組織例>

行政	民間
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援の主となる担当部署 ・認知症関連の施策を関連する複数の部署の担当職員で構成された横断的な推進チーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の介護保険事業者等が作っている連絡会等 ・すでに地域づくりの活動を進めている社会福祉協議会やNPO団体等 ・地域の認知症関係の研究会や連絡会

全国を取組では、ネットワーク会議立ち上げの当初は区市町村に事務局を設置し、取組と並行して、民間組織と行政が協力して継続的に地域づくりを進めることを目的としたNPOを立ち上げ、事務局を移管した例もあります。

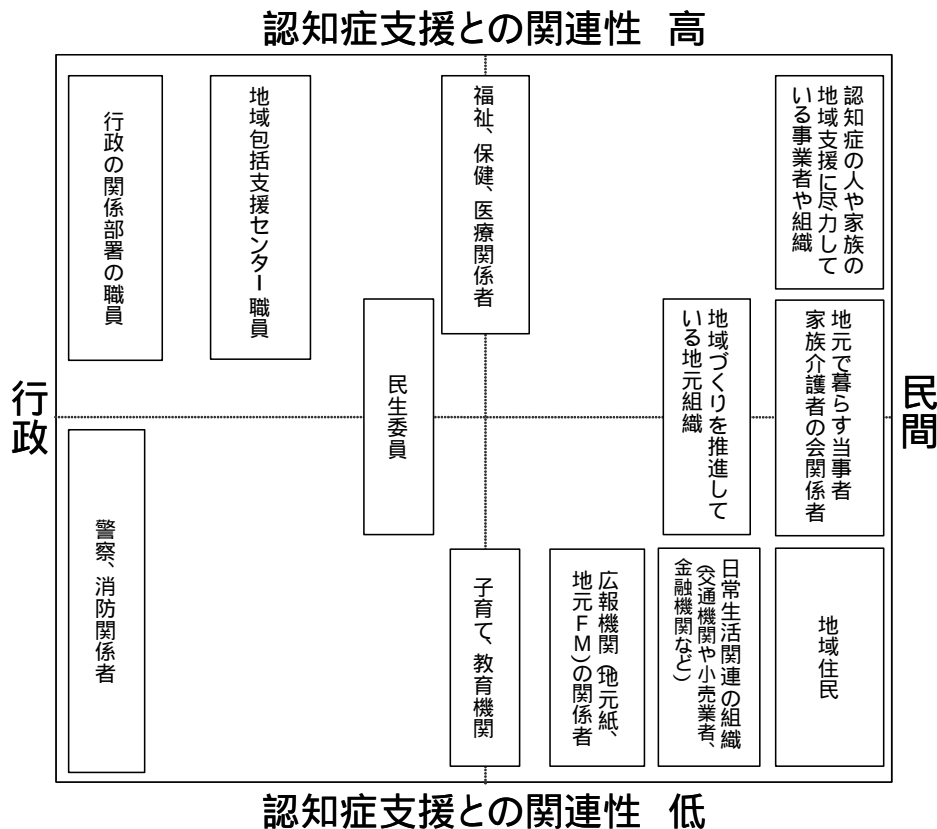
事務局を民間組織に置く場合、全てを事務局任せにしてしまうと、関係者・関係団体との調整や継続的な事業の展開に支障が生じる恐れがあります。行政には、取組の経過に沿って事務局と密に連携しながら、事業を円滑に進めるための調整・援助や、継続的活動を推進・具体化するための施策への位置付け、予算措置などを行うことが求められます。

(3) ネットワーク会議の設置

ネットワーク会議の設置に当たっては、構成員の人選が重要です。既存の委員会等の固定された人材や組織の発想を超えて、ネットワーク会議自体が地域に開かれ、地域とつながるように人選することが必要です。地域で暮らす本人と家族を支えるためのネットワークを育てるために必要な立場の人材を多様な組織関係者や住民から幅広く選任します。

会議の構成員としては、次のような人材が考えられます。(図2)

<図2 会議の構成員になりうる人材>



全国を取組を見ると、取組当初は該当者が見当たらないようでも、地域の中には、認知症の人と家族と接点を持ち、関心が高く、既に実質的な支援をしている人・組織が豊富に存在していることが明らかになっています。

限られた「いつもの」関係者のみから人選すると、ネットワーク会議の活動が、従来の取組の範囲に留まりがちです。ネットワーク会議の発足を地域づくりのきっかけとするためには、準備の段階で、地元の当事者組織や多様な関係組織に出向き、説明と情報収集、調整を行うことが大切です。このステップが、事業を円滑に進める関係づくりや、地域の実態把握の予備作業にもつながります。

協力が得られにくい組織の場合も、認知症の人・家族を支える地域づくりの必要性やネットワーク会議設置の趣旨、効果を説明し、ネットワーク会議参加への協力と、実質的な活動・提案をしてもらえそうな人材の推薦を依頼します。

特に、既に認知症の人に対する支援や地域づくりを自主的に進めてきている組織が存在している場合には、その組織関係者と事業のねらいや役割分担、協働の在り方について、事前に協議をすることも必要です。

(4) 機動力のある組織の組み方

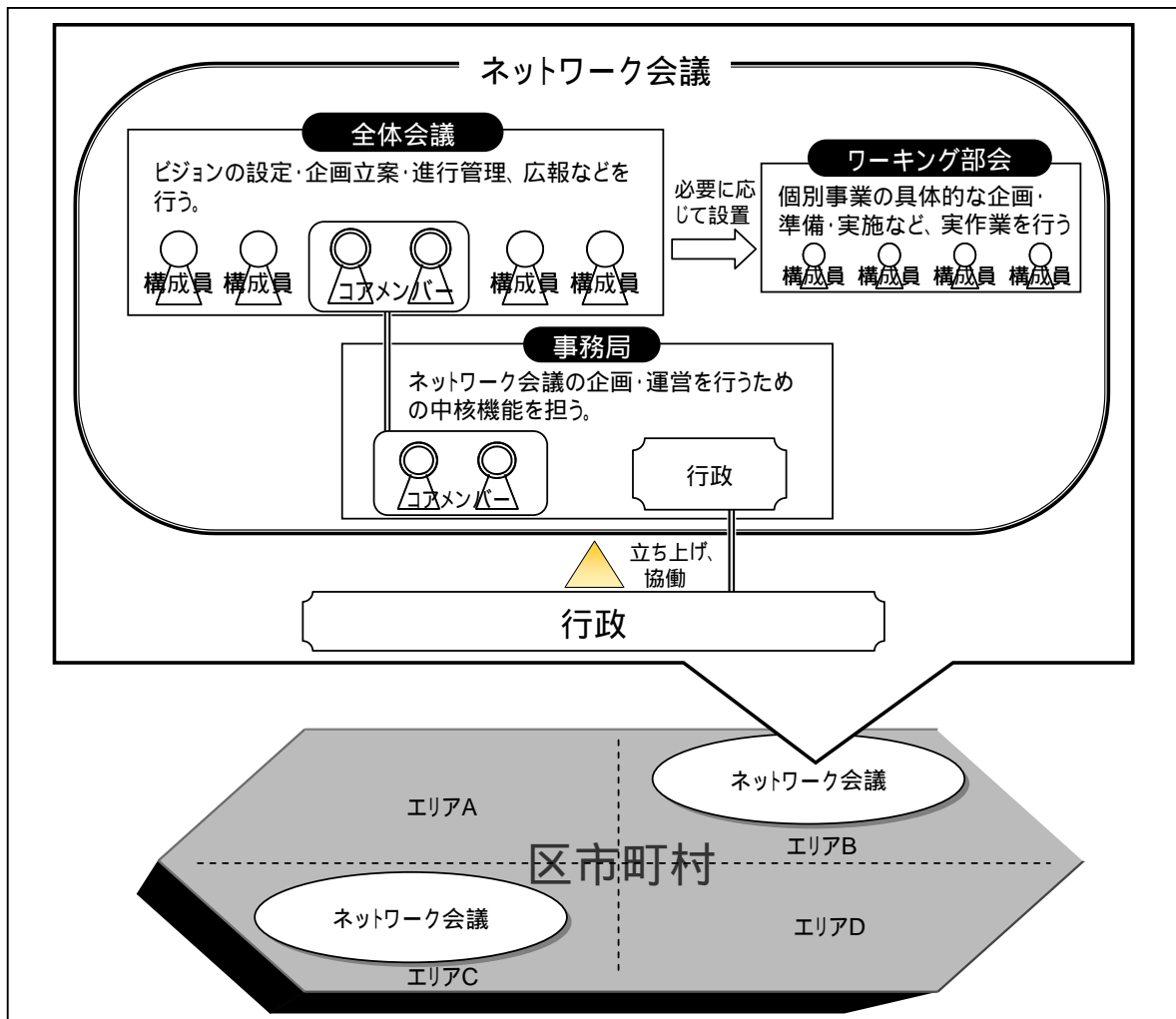
構成員が多数になると、合意形成や、フットワークの軽い会議運営が難しくなります。

そのため、地域の規模や地域づくりの進捗段階に応じて、ネットワーク会議を①基本方針の決定や進行確認、全体的な検討・提案等を行う「全体会議」、②個別事業の具体的な企画・準備・実施など実作業を行う「ワーキング部会」に分けて編成することも効果的です。

「ワーキング部会」を具体的なテーマごとに、さらに細かなワーキングチーム（例：資源マップ作成チーム、SOSネットワーク推進チーム、地域人材研修ネットワークチーム等）に組織した地域もあります。

いずれにしても、最初から大がかりな組織や複雑な仕組みをつくろうとすると、ネットワーク会議が形骸化してしまいがちです。まずは、ネットワーク会議の核になるコアメンバーをしっかりとつくり、地域づくりの優先テーマを協議しながら、区市町村の実態や地域の資源、事務局体制の実情に応じて、必要に応じて構成員の拡大やワーキング部会の設置などを段階的・柔軟に進めていくことが効果的です。

< 図3 ネットワーク会議の組織構造(イメージ図) >



地域委員を中心とした自主的活動への発展



多摩市では、ネットワーク会議に参加した自治会長・民生委員・家族介護者の会代表等の「地域委員」の中で、住民主体の取組を進めようという機運が高まりました。

地域委員による自主的な会合が開かれるようになり、商店街や学校等、地域の団体に対する認知症サポーター養成講座開催の働きかけや、認知症の理解啓発を目的とした寸劇の制作・上演を住民と協働で行うなど、その活動は地域に根づいています。



ネットワーク会議の関連組織

練馬区では、ネットワーク会議と併せて、地域住民・関係者を主体とした取組を進めるため、地域の認知症サポーターから成る「ワークショップ」と、介護サービス事業者から成る「事業者会」を設置しました。

どちらの会も、検討のみに留まらず、地域づくりのための主体的な行動を伴っていることが特徴です。「ワークショップ」では、サポーター養成講座の開催や、地域包括支援センターの連絡先を記載したステッカーを地域への配布等を、「事業者会」では、従事者のケアの向上のために、事業所の実態把握や勉強会を実施しました。

また、ネットワーク会議とも連動し、それぞれの視点で地域資源を調べたり、徘徊 SOS ネットワーク模擬訓練に参加しました。

3 ネットワーク会議の活動内容

ネットワーク会議では、第2部第4章～第7章で解説する4つの取組やその他地域独自の取組を通じて、地域の多様な人々や組織が、認知症の人と家族に対する理解を深め、協働しながら支えあう地域づくりを推進するために、以下のような活動を行います。

(1) 現状把握・課題の抽出に基づくビジョンの設定

まず、現状の把握とそこから抽出される課題を踏まえて、どのような地域を目指すか（＝ビジョン）を検討し、ネットワーク会議の構成員で共有する必要があります。

現状把握・課題の抽出に当たっては、関係者のヒアリング・地域の視察・既存資料の活用・新規調査の実施等により、地域特性に関する様々なデータ（表3）や、認知症の人と家族の生活実態・受けられる支援の実情等の情報収集を行い、地域の現状について構成員が共通認識を持つことが重要です。特に、認知症の人と家族から直接話を聴く機会をつくると、当事者から見た地域の課題や生活に対する希望などについて具体的に知ることができ、ネットワーク会議の構成員が課題やビジョンを共有しやすくなります。

また、弱みばかりがクローズアップされる地域でも、「高齢化率が高い→当事者予備軍が多く住民の関心が高い」といったように、発想を転換することで強みを見いだすことができます。地域づくりのビジョン設定に当たっては、こうした地域の強みを活かしていく視点が重要になります。

さらに、わかりやすく親しみやすい言葉でビジョンを設定すると、住民や多様な関係者が一体となって主体的に取り組むための求心力となります。

<表3 特性把握に役立つデータの例>

1 人口特性	人口規模 人口密度 高齢化率 認知症高齢者率 世帯状況(高齢単身者世帯率、高齢世帯率) 等
2 地誌的特性	地理的条件 交通網 等
3 生活文化特性	生活圏域 住居・居住環境 特性産業 文化資源 認知症に関する住民の意識・理解の浸透度 等
4 福祉・医療特性	福祉・医療機関数/事業所数 認知症の人の地域生活支援を行っている医療・介護の関係団体・関係者や地域の組織・人材 認知症専門の機関/事業所数(専門医療機関、地域拠点になりうる地域密着型サービス事業所、施設等) 家族介護者の会、集い場等 認知症サポーターやキャラバンメイト数 等

実践メモ

地域住民を巻き込んだビジョンづくり

全国の実践では、地域住民からの公募によって、ビジョンを設定したところもあります。また、ビジョンをもとにキャッチフレーズやシンボルマークをつくり、市民や関係者の関心と協働を引き出したところもあります。

(2) 事業の企画・実施・進行管理

設定したビジョンに沿って事業の企画立案を行い、必要に応じて事業実施も担います。企画立案に当たっては、必要とされる具体的な取組内容や、実施に当たっての作業目標、多様な資源や組織との協働、事業間の連動等についても検討が必要です。

具体的な取組がスタートした後は進行管理を行います。ここでは個々の取組の進捗状況・方向性を作業目標やビジョンに照らしながら確認し、実施上の課題の検証や事業を発展させるための提案を行ったり、事業間の整合性を確保します。特に、個々の事業ごとにワーキング部会を置く場合は、それぞれが連動し、効率よく取組を展開していけるよう全体会議で調整することが重要です。

当初は、地域資源の新規開拓やつながりの強化、ノウハウの蓄積など、地域づくりを持続的・発展的に進めていくための取組が重要になることも進行管理のポイントです。

(3) 地域住民や関係機関に向けた広報

「認知症の人と家族を支える地域づくり」を推進していることについて、地域に広報することもネットワーク会議の重要な役割です。事業終了後に成果を報告するだけでなく、ネットワーク会議の発足直後から、折に触れ地域に情報発信することで、地域の関心を高める効果も期待できます。

(4) ネットワーク会議を中心とした地域資源同士の顔の見える関係づくり

全体会議やワーキング部会の構成員が随時地域の催し等に参加し、顔の見える関係づくりを行うことも重要です。こうした場で一緒に動き汗を流し、構成員同士の関係を深めることが、ネットワーク会議の機能を高めるカギになります。

< 参考: 地域の状況に応じたネットワーク会議の構成・運営のポイント(参考例) >

地域の特性	ネットワーク会議の構成・運営のポイント
人口が多く地域資源も多いがつながりが弱い	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症支援との関連性の高低や立場が異なる様々な人材を、ネットワーク会議の構成員としてバランスよく人選することが重要 →参考：P 34 図2 ○ネットワーク会議を、多様な人材が対等の立場で活躍できる場とすることで、地域資源同士の結束・協働を促進する ○会議自体が大きくなりやすいため、機動力の確保がカギ
一定の人口があるが、資源が不足しておりつながりも弱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットワーク会議の構成員が、「認知症の人と家族を支える」ための事業に直接参加することが重要 ○ネットワーク会議の構成員が直接支援を行い、具体的な成果を上げることで、構成員のやりがい・構成員同士の結束を強め、自発的な取組への発展を図る。自発的な取組が、地域の新たな資源となるなど、地域資源の活性化にもつながる。
人口、資源ともに少ないが、地域のつながりは強い	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の顔の見える人間関係を最大限活かしたネットワーク会議の構築を行うことが重要。特に、地縁社会の顔役をネットワーク会議の中心人物として、住民・組織の支え合いの輪を広げ、地域の協力を得ながら事業を展開していけると理想的 ○地域の中で、認知症に対する意識を変えることが難しかったり、地域づくりへの協力を引き出せない場合は、先進地の関係者を招いて全国各地の取組を紹介するなど、「動き始めればできる」という事例を知ってもらう機会をつくと効果的

第4章 地域資源マップの作成

早わかり

地域資源マップとは

地域資源マップは、認知症の人と家族等が活用すると便利な、様々な地域資源を掲載した情報集です。区市町村だけでなく、介護サービス事業者などの民間団体等、誰でも作成の担い手になることができます。

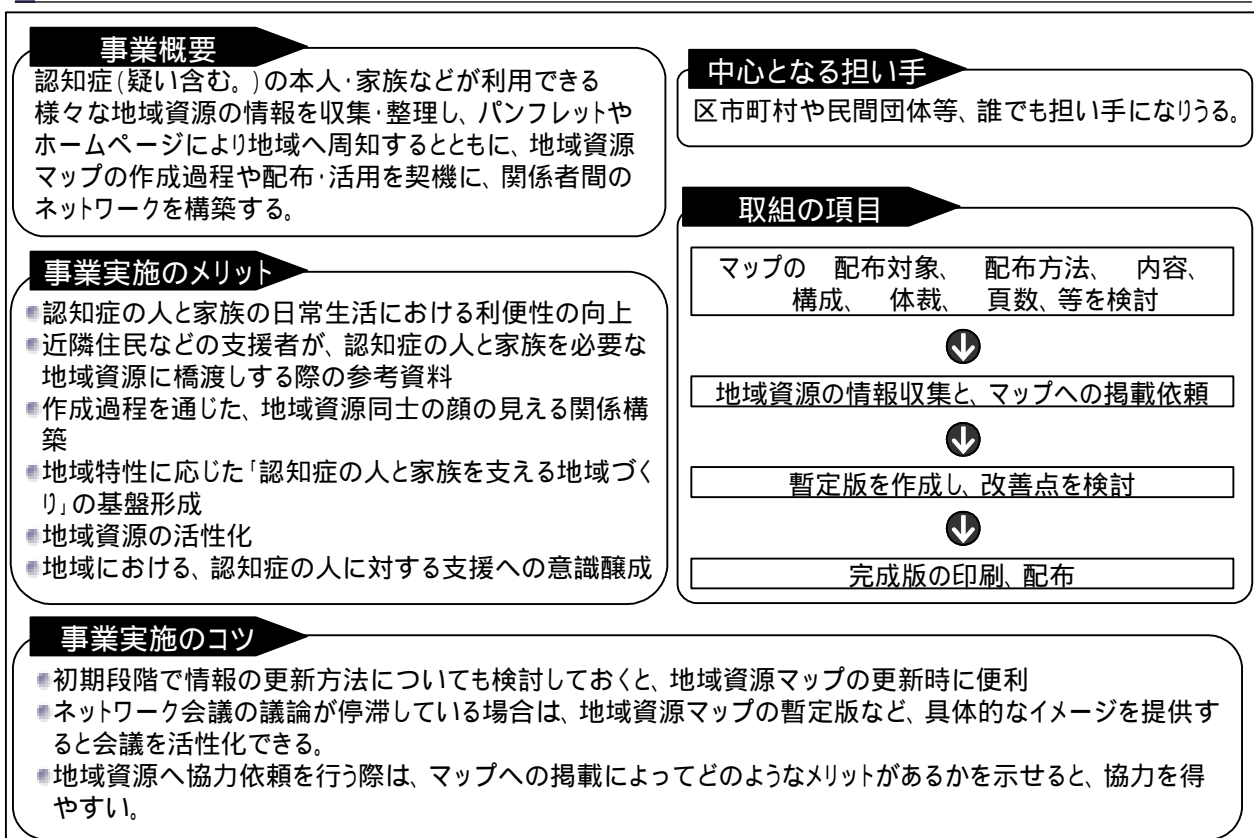
地域資源マップを活用した地域づくり

地域づくりの効果を高めるためには、配布対象や活用方法等に応じて地域資源マップの企画を行う必要があります。認知症生活支援モデル事業では3つのマップが作成されましたが、掲載情報・構成・形態等を工夫することで、それぞれの個性が発揮され、積極的に活用されました。(P40~43)

資源をつなげるネットワーク効果

地域資源マップは作成・配布・活用の各段階で、地域の顔の見える関係づくりに役立ちます。こうして生まれたネットワークは、認知症の人と家族に対する他の支援策においても機能することが期待されます。(P44)

標準的モデル



解説

1 地域資源マップの意義

地域資源マップの作成は、単に「つくる」ことが目標ではなく、作成過程や、個別事例のマップの活用をきっかけとして、関係者間のネットワーク構築を図りながら、効果的な活用方法が普及されていく側面を持っています。

「認知症生活支援モデル事業」では、練馬区、多摩市、グループホームかたらいが地域資源マップを作成し、それぞれがネットワーク会議を「核」として、活用方法等イメージの共有化を図りながら、具体的な形（成果品）につなげています。協議を重ねることで、認知症の人と家族を「地域で支える目線」が育ってきたとの報告も出されました。また、マップの具体案を示すことで、ネットワーク会議にもまとまりが生まれ、会議自体が活性化されていく効果があります。

2 作成過程で生まれる地域資源マップの「個性」

地域資源マップは、配布対象者や目指した活用方法によって、構成や含まれる情報量に違いが出てくるとともにマップに「個性」が生まれます。

「認知症生活支援モデル事業」で取り組んだ、練馬区の「お役立ち情報集」、多摩市の「高齢者暮らしの応援団」、グループホームかたらい作成の「あんしん生活マップ」で、それぞれの特徴がマップの「個性」となり、活用につながっています。いずれも、実際に地域で暮らす住民の目線で、地域を歩きながら情報を発掘し、掲載していくに当たっての声（認知症に関する意識や掲載に当たっての意見・要望など）を聴きながら、収集・整理することで、ネットワークが構築されていました。

人と人をつなげるマップ配布の創意工夫

実践メモ

多摩市では、地域資源マップの配布を通じて顔の見える関係づくりを進めるため、配布手段を民生委員や地域のボランティア等による手渡しに限定しました。さらに、地域資源マップに配布者の連絡先を記入できる欄を設け、認知症の人の支援を担う人と、本人や家族との「顔の見える関係づくり」を促進しました。そのほか、認知症サポーター養成講座では、受講者に地域資源マップを配り、修了後に近隣で配布してもらおうという試みも行われています。

また、徘徊等による行方不明者が所持していた地域資源マップに民生委員の連絡先が記入してあったことから、家族へ連絡がついた事例もありました。

練馬区「高齢者のお役立ち情報集」

35ページのガイドブック的な構成。実際に役立った事例をもとに、困ったことや、知りたいことがあった時に利用できる地域資源をページ毎に整理し系統立てて掲載。

掲載している情報

相談窓口 地域包括支援センター、保健所、認知症相談窓口、家族会、民生委員、ケアマネジャー、消費生活相談など

医療機関情報

医科、往診医、もの忘れ相談医、歯科、訪問歯科診療、休日夜間診療など

日常生活支援に関する情報

食事、外出、金銭や財産管理、配達、ごみ、訪問理美容、コンビニなど

地域で集える場所や連絡先

公園、図書館、公民館、老人クラブ、町会、自治会など

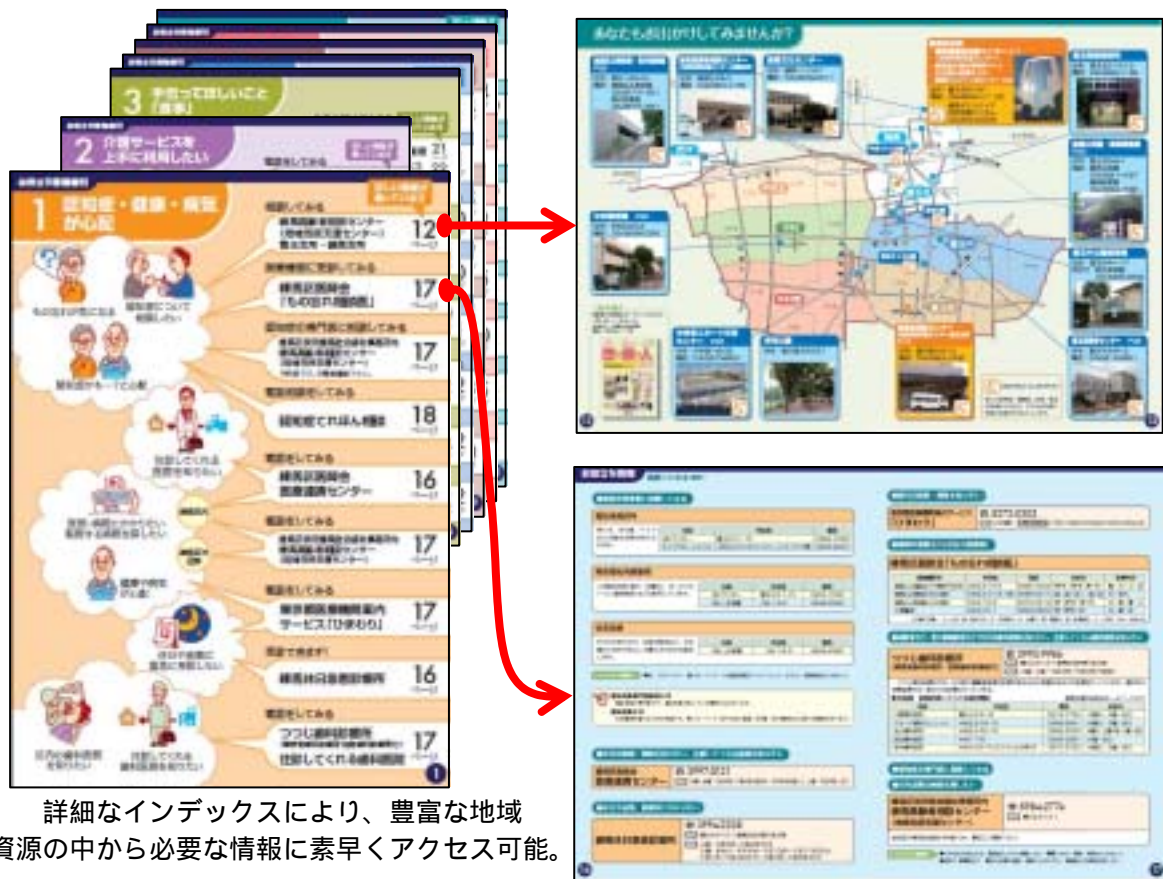
介護サービス事業者の情報

居宅介護支援、訪問介護、通所介護、施設など

その他

地域で支援に関わったエピソード、認知症サポーター養成講座の案内、「認知症」に関する基礎的な知識、自己診断セルフチェックリストなど

< 図1 練馬区「高齢者のお役立ち情報集」 >



詳細なインデックスにより、豊富な地域資源の中から必要な情報に素早くアクセス可能。

「お役立ち情報集」は以下のURLで参照できます。

http://www.city.nerima.tokyo.jp/notice/210601_zaitaku/joho.pdf

多摩市「高齢者暮らしの応援団」

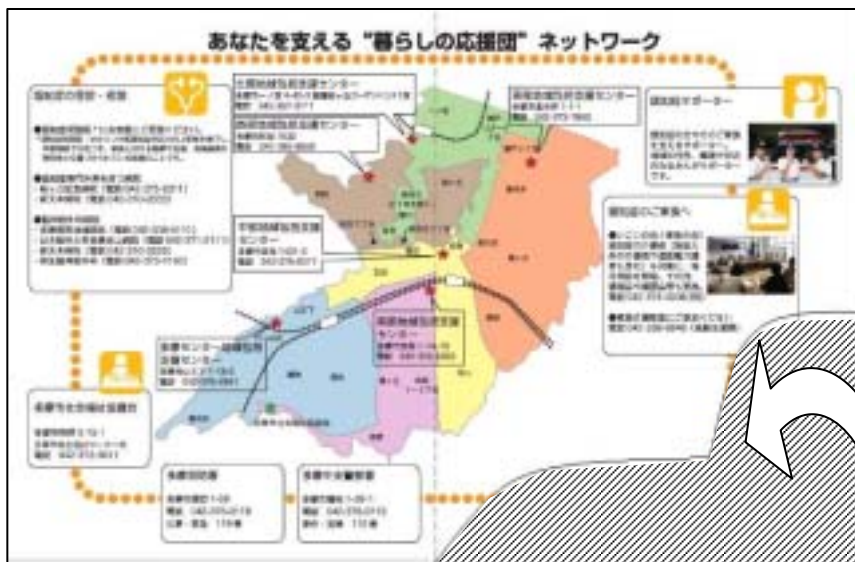
ハンドバックに入れて持ち運べる大きさ。中面に状差し型のポケットがあり、各地域の情報などを挟んでファイルとして使用可能。

マップの企画に当たっては、①使う人は誰か、②使う場面、③載せるべき情報、④体裁、⑤配布方法、についてネットワーク会議で議論。

掲載している情報

- 認知症の基礎知識** 認知症に関するQ&A、早期発見のチェック表
- 相談窓口** 地域包括支援センター、家族会、家族介護教室など
- 医療機関** 認知症相談医、認知症専門外来のある病院、クリニックなど
- 地域で集える場所** 交流のためのサロン、老人クラブ、公園など
- その他** 認知症サポーター養成講座、家族会など

<図2 多摩市「高齢者暮らしの応援団」>



「高齢者暮らしの応援団」の中面。市全域の地図と、地域包括支援センター・警察・消防等の連絡先・所在地が示されているほか、斜線部分がポケットになっている。

2つ折りでポケットに差し込めるリーフレット。配布する地域等に合わせて差し込むリーフレットを入れ替えるなど、様々な工夫が可能。

「高齢者暮らしの応援団」の裏表紙。かかりつけ医やケアマネ、家族・親族の緊急連絡先の記入欄を備えている。



「高齢者暮らしの応援団」の一部は以下のURLで参照できます。
<http://www.city.tama.lg.jp/kenkou/koureisha/008624.html>

グループホームかたらい「あんしん生活マップin祖師谷商店街」

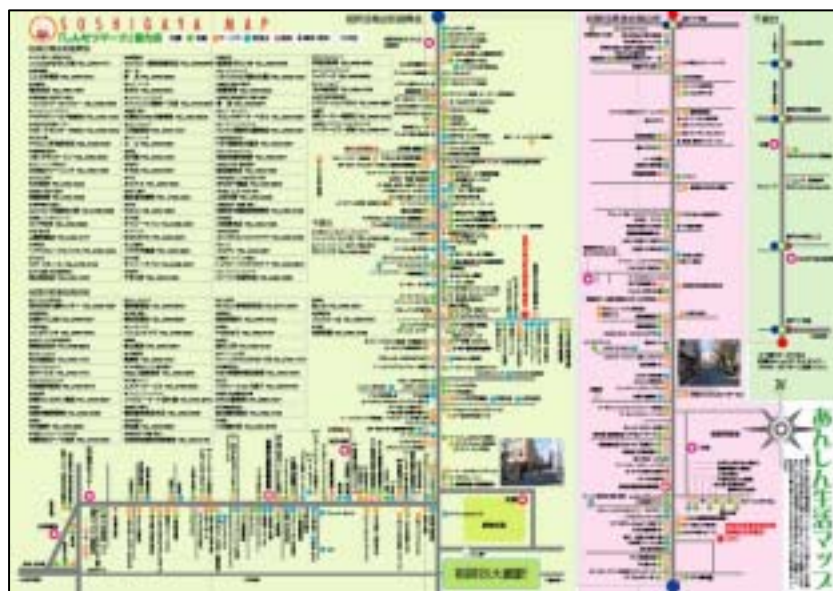
商店街にしぼったマップ。認知症の人と家族が安心して利用できる商店を、種別ごとに異なるマークで分類、表示してわかりやすく工夫。協力店には、マップと併せて「しんせつマーク」のシールを配布し、店に貼ってもらうよう働きかけを行う。

掲載している情報

- ・ 商店街で、認知症の人と家族を優しく見守ってくれたり、さりげなく手助けしてくれるなど、認知症の人と家族が安心して利用できる商店の一覧
- ・ 商店でトラブルが発生した際の連絡先（地域包括支援センター）の案内
- ・ 家族相談会・認知症サポーター養成講座の紹介

<図3 グループホームかたらい「あんしん生活マップin祖師谷商店街」>

商店街の店舗を網羅した詳細なマップ。協力店には、「しんせつマーク」(下図)のアイコンが表示されている。



「あんしん生活マップin 祖師谷商店街」は以下のURLで参照できます。
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/model_jigyou/shienkyoten/index.html

マップ掲載をきっかけに支援の輪を拡大

実践メモ

グループホームかたらいは、商店会の協力のもと、商店を一軒一軒訪問し、「あんしん生活マップ」「しんせつマーク」の趣旨説明と、マップ配布・シール貼付の協力依頼を行いました。さらに、このつながりを糸口に、協力店舗に対しては「認知症サポーター養成講座」を実施し、認知症への理解を深めました。

こうした取組によって、商店街での声かけが活発になり、商店側から「うちの店にもシールを貼りたい」という声があがるようになりました。

3 資源をつなげるネットワーク効果

地域資源マップは、作成する主体がどこであるかに関わらず、認知症の人と家族が生活する目線で取り組むことで、マップを活用する側と地域資源側の双方向から情報が集約され、作成主体との顔の見える関係が育まれていきます。そうした人的資源からつながったネットワークは、早期支援や見守り活動、他の事業の基本情報につながります。民間主体で地域資源マップ作成に取り組む場合、作成についての予算措置や、関係機関との調整など行政がバックアップし、継続した取り組みになるよう支援することが望ましく、地区の特性に応じた柔軟なネットワークの構築につなげることが重要です。

4 地域資源マップの特徴(まとめ)

	練馬区	多摩市	かたらい
作成主体	区	市	民間（グループホーム）
タイトル (規格)	「高齢者のお役立ち情報集」 (A4形 35ページ)  表紙	「高齢者暮らしの応援団」 (A5大 見開きファ イル型)  表紙	「あんしん生活マップ in 祖師谷商店街」 (4つ折パンフ レット・展開時 A3形)  表紙
内容	認知症の人と家族が困ったことや、知りたいことがあった時に利用できる情報別のガイドブック的な編集。	本体には公的な地域資源（地域包括支援センター等）の地図を中心に掲載。中に短冊形の地区毎の取組状況やサービス情報を差し込んで、地域ごとに活用できるように工夫。	「商店街の商店マップ」の位置づけで検討し、マップと併せて協力店シール（「しんせつマーク」シール）を作成。
配布方法	モデル地区内8箇所（地域包括支援センター他）に設置し配布。	民生委員、地域包括支援センター等の支援者が配布。	民生委員、地域包括支援センター等の支援者が配布するほか、商店街で配布。
特徴	マップ自体に「ネットワークづくりのツール」としての効果がみられた。事例を挙げて内容を検討することで、役に立つ地域資源を具体的に知ることにつながる。	マップは、ただ配るだけでなく支援者が地域に働きかけるためのツールとしたいというコンセプトで作成。（地域包括支援センターごとの）地域性のある情報を盛り込める様式にしている。	作成前に、認知症の人と家族、地域包括支援センター等に商店街に関するアンケートをとり、商店街理事会の協力を呼びかけるきっかけとなった。

第5章 徘徊SOSネットワークを構築するまで

早わかり

徘徊SOSネットワークとは

徘徊等による行方不明者が発生した際に、行方不明者の情報を共有し、早期発見・保護につなげるためのネットワークです。ネットワークの中心は、個人情報の収集・管理の観点から、区市町村が担うことが求められます。

徘徊SOSネットワークの構築に向けた準備

区市町村管内における徘徊等による行方不明者の現状分析・事例検討を行った上で、必要な関係者・関係団体へ徘徊SOSネットワークへの参加を依頼します。想定される参加者には、区市町村の関係組織のほか、町会・民生委員・商店会などの地域の組織や、医療機関・介護サービス事業者・認知症の家族介護者の会などが挙げられます。（P46, 47）

徘徊SOSネットワーク模擬訓練の実施

実際の運用を行う前に、模擬訓練を実施し、構築した徘徊SOSネットワークがどう機能するかを検証することも重要です。

認知症地域資源ネットワークモデル事業で実施した模擬訓練からは、「情報配信手段の長所短所」、「参加者に対する認知症の知識の啓発や声かけトレーニングの重要性」など運用に当たっての留意点が明らかになっています。（P47～49）

標準的モデル

事業概要

徘徊等により行方不明となった高齢者の発生時に、早期発見・保護につなげるため、関係者・関係機関等による徘徊SOSネットワークを構築する。

事業実施のメリット

- 徘徊等による行方不明者を、地域で早期に発見するための仕組み構築
- 認知症の人が外出する時や行方不明になった時の、認知症の人や家族の不安感の軽減
- 地域での理解や、声かけが浸透することによる、徘徊等による行方不明発生の予防

事業実施のコツ

- 警察との連携が不可欠
- ネットワーク参加者や地域住民に対し、徘徊等による行方不明者と思われる人を発見した際の声かけ方法の講習を事前に行うことで、安全な保護、声かけに対する負担感の軽減、が可能になる。
- 認知症サポーター養成講座や地域資源マップの作成などの場を活用して、徘徊SOSへの参画を依頼すると、協力を得やすい。
- FAXでの情報配信は送信完了までに時間がかかるため、民間のFAX一斉送信サービスを利用する、メールを併用するなどの工夫が必要。

中心となる担い手

個人情報管理の観点などから、区市町村がネットワーク構築の中心となることが妥当。
ただし構成員としては民間団体・地域住民の協力が不可欠。

取組の項目

区域内の徘徊発生件数や徘徊発生時の対応方法などの現状把握



徘徊SOSネットワークによる対応フローを検討し、参加者・参加機関を選定、協力依頼



配信する情報の内容や、配信方法を検討



本格運用に先駆けて模擬訓練を実施し、検証

解説

1 徘徊SOSネットワークの構築に向けた準備

(1) 徘徊SOSネットワークの対象者について

本章では、認知症の周辺症状としての「徘徊」の有無に関わらず、所在が不明となっている認知症の人を徘徊SOSネットワーク事業の対象として想定しています。そのため、本章では事業の対象者を「徘徊等による行方不明者」と表します。

(2) 徘徊等による行方不明者の現状分析

徘徊SOSネットワークの構築に向けては、まず区市町村における徘徊等による行方不明者の現状分析が求められます。

その区域内の認知症の人の人数や、区市町村や警察への行方不明届出件数、徘徊等による行方不明発生時の本人や家族の状況、発見・保護はどのようになされたのか、行方不明になってから発見されるまでの所要時間などを把握することで、徘徊SOSネットワークの構想に役立つほか、徘徊等による行方不明の未然防止策の検討にも活用できます。

なお、都が区市町村を対象に実施した調査では、徘徊等により行方不明となってから発見されるまでの所要時間の分布は以下のとおりでした。(表1)

<表1 徘徊等による行方不明者が発見されるまでの所要日数>

発見されるまでの日数内訳						
	当日	翌日	3日目～ 1週間未満	1週間 以上	不明	合計
割合	82.5%	12.8%	3.0%	1.2%	0.5%	100.0%

平成20年度の1年間に自治体が把握している事案(711件)についての内訳

また、管内で徘徊等による行方不明者が発生し連絡を受けた際に、自治体の主管課が現状でどのような対応をしているかについても把握しておく必要もあります。

現状把握に当たっては、ネットワーク会議での事例検討も有効です。事例検討により、徘徊等による行方不明者への関わり方の検討や、発見までに長時間を要したケースの分析などを行っていくこととなります。なお、検討する事例の選定においては、区市町村・地域包括支援センターや家族会の実体験が貴重な情報源となります。

(3) 徘徊SOSネットワークへの参加依頼

区市町村は、徘徊SOSネットワークを構築するために、地域包括支援センター等を中核として、町会・民生委員・商店会などの地域の組織や、医療機関・介護サービス事業者・警察・消防・家族介護者の会など、各層に参加を求めることとなります。以下に参加者となる関係者・関係団体の一例を示します。(表2)

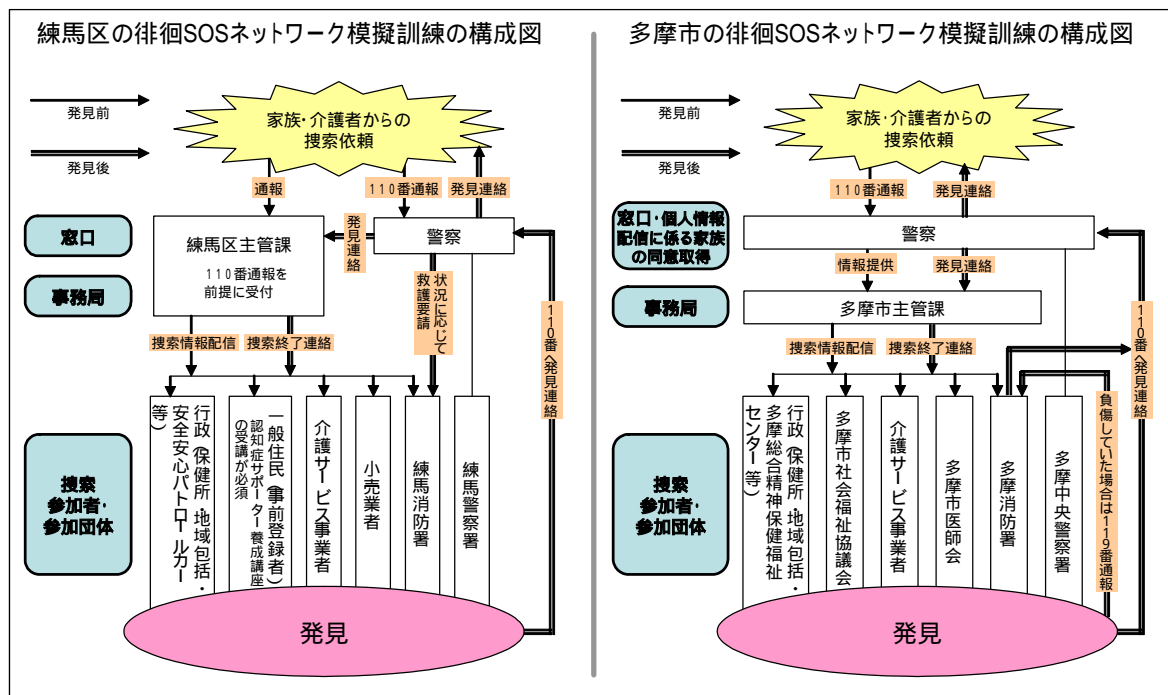
なお、認知症地域資源ネットワークモデル事業を実施した練馬区、多摩市では、徘徊SOSネットワークの模擬訓練にあたり、次のように体制を構築しました。(図1)練馬区では徘徊SOSネットワークに事前登録した一般住民へ情報配信を行ったり、多摩市では通報から

発見・保護にいたるまで警察と緊密に連携したりと、それぞれに特色あるものとなっています。

<表2 徘徊SOSネットワークの構成員として期待される関係者・関係団体(例示)>

徘徊SOSネットワークと本来業務の関連度		関係者・関係団体の例
高	徘徊SOSネットワークの中心となる関係者	区市町村所管課 地域包括支援センター 警察 消防 ネットワーク会議参加者
中	徘徊SOSネットワークの一翼を担う関係者	介護サービス事業者 地区社会福祉協議会 医療機関 介護家族者の会 民生委員 ボランティアセンター
低	本来業務上の関係は薄い、現場に居合わせる可能性の高い関係者	公共交通機関 新聞配達業者 タクシー会社 コンビニエンスストア、薬局等の小売業者 金融機関 郵便局 町会 商店街 商工会 学校 老人クラブ 地域住民 等

<図1 練馬区・多摩市の、徘徊SOSネットワーク模擬訓練の構成図>



(4) 管内の既存ネットワークとの連携について

一人暮らし高齢者の見守りネットワークや、虐待や防災などのネットワークを既に構築している区市町村では、こうしたネットワークとの連携が求められます。

2 徘徊SOSネットワークの運用に当たっての留意点

練馬区・多摩市が実施した認知症地域資源ネットワークモデル事業では、徘徊SOSネットワークの実際の運用は行われませんでした、試験的に模擬訓練が実施されました。

ここでは、模擬訓練の実施・検証から得られた成果や課題を元に、徘徊SOSネットワークの運用にあたっての留意点等を記します。

(1) 配信する情報の内容について

徘徊等による行方不明者の捜索に当たっては、性別、おおよその年齢、服装・持ち物・髪型などの外見の特徴といった情報があるだけで発見に役立てることができます。また、どのように声をかけてほしいかなどの補足情報があると、声かけや保護の際に有用です。

徘徊SOSネットワークで配信する情報は、ともすると悪用される可能性があるため、事前に配信内容を精査することが重要です。

(2) 情報の配信手段について

徘徊等による行方不明者が発生した場合には、迅速な対応が求められるため、徘徊SOSネットワークで情報配信を行う場合の配信手段についても十分に検討を行う必要があります。

多数の参加者に情報配信を行う場合に利用できる手段としてファクスと電子メールがありますが、それぞれ以下の特徴があります。(表3)

また、それぞれのメリット・デメリットを把握した上で、徘徊SOSネットワーク参加者や配信先の特性に応じて適切な手段を用いる必要があります。

<表3 ファクス、電子メールの性質の比較>

	F A X (事務局による配信)	F A X (業者委託)	電子メール (事務局による配信)
配信の所要時間	(遅い)	(早い)	(早い)
所要経費	(コスト中)	(コスト大)	(コスト小)
事務局の業務量	(多い)	(少ない)	(多い)
受信者に必要な機器	電話回線及びF A X	電話回線及びF A X	インターネット環境 または携帯電話
受信確認	不可能	不可能	可能

F A X配信の業者委託で配信時間を短縮

実践メモ

練馬区の初回の模擬訓練では、捜索情報のF A X配信時に、話中の回線へ繰り返しリトライが行われたために送信が滞留し、捜索対象者を発見・保護した段階でも、全関係者への配信が完了していませんでした。

そこで、2回目の模擬訓練では民間のF A X送信サービスを導入したところ、配信完了までの所要時間が大幅に短縮され、関係者への迅速な情報提供が可能になりました。

(3) 個人情報の保護について

徘徊SOSネットワークにおいて、行方不明者の情報配信を行う場合、個人情報の取扱いに十分に留意する必要があります。

個人情報保護法では、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することを原則として禁止していますが、現に徘徊によって行方不明者が生じている場合には、個人情報保護法23条2項等に規定する例外に該当すると考えられ、本人の同意を得ずに個人情報の第三者提供を行うことが可能です。(詳細は「第2章 関係する諸法規について」を参照)

また、配信した個人情報の流出等を防止するために、配信した情報の管理に関するルールを事前に定め、徘徊SOSネットワークの参加者に徹底させるなどの対応も必要となります。

(4) 夜間・休日の対応について

徘徊等による行方不明者が発生した場合は、迅速に徘徊SOSネットワーク内で情報共有を行うことで、本人のリスクの減少と家族の不安感の軽減が期待できます。そのため、徘徊等による行方不明者に関する連絡・相談・通報については、夜間・休日であっても可能な限り対応できることが望まれます。

区市町村の主務課が窓口となる場合、夜間及び閉庁日の対応が課題となりますが、係員の持ち回りによる休日対応や、特別養護老人ホーム等への委託による夜間対応で受付体制を確保している区市町村もあります。また、全国の取組では、警察が徘徊SOSネットワークの窓口となることで24時間対応を実現している事例もあります。

(5) 保護場所の確保

徘徊等による行方不明者を発見し、無事保護できたとしても、身元がわからない場合など、宿泊可能な施設での保護が一時的に必要となる場合があります。こうした場合に備え、高齢者虐待のシェルター(避難所)や、自治体が運営する介護サービス事業所・施設を一時保護場所として利用できるよう準備しておくことが必要です。また、発見時の状況によっては救急搬送が必要な場合もあるので、消防との連携も重要です。

(6) 模擬訓練の実施による徘徊SOSネットワークの検証

徘徊SOSネットワークの運用を開始する前に、実際に徘徊SOSネットワークがどう機能するかを、模擬訓練の実施によって検証していくことも重要です。

模擬訓練の実施においては徘徊等による行方不明者の捜索に必要な情報(ダミー情報)を、参加者あてにFAX・メール等で配信し、迅速かつ正確な情報の送信・受信ができているか、通常の業務や生活の中での目配り・発見・声かけ・連絡ができるかや、配信する情報に過不足がないか、徘徊SOSネットワークの参加者・参加機関は十分かなどを検証していきます。

< 練馬区の模擬訓練の様子(発見・通報) >



< 多摩市の模擬訓練の様子(救急搬送) >



(7) 認知症の正しい理解の普及と、声かけのトレーニングについて

徘徊 SOS ネットワークの参加者は、認知症の人と接することを本来業務としている人ばかりではありません。そこで、折に触れて「認知症サポーター養成講座」などを開催し、認知症に対する正しい理解を持ってもらえるように工夫することが必要です。

また、徘徊が疑われる人を発見した時に、実際に声をかけたり、安全に保護するためには、参加者に相応の声かけ能力が求められますので、演習などを通じて声かけの実践的なトレーニングを行うとより効果的です。

さらに、認知症に対する正しい理解や、声かけができる人材が地域に広がることで、認知症の人が一人で外出している時にも、さりげない見守りや気軽な声かけが期待でき、徘徊等による行方不明の予防にもつながります。

住民中心の寸劇で正しい理解を普及



多摩市では、ネットワーク会議に参加する地域住民が中心となって、家族介護者の会の会員や老人クラブのメンバーとともに、認知症の正しい理解を広めるための寸劇を作成しました。企画から台本作成・舞台装置の準備・練習に至るまでが自主的に行われたこの寸劇は、「徘徊SOSネットワーク模擬訓練」の一環として、認知症サポーター養成講座の中で上演され、好評を博しました。



寸劇の様子

また、多摩市は「声かけ訓練」の際も、不適切な例と適切な例を寸劇仕立てで実演することで、望ましい対応方法を効果的に周知しました。

3 徘徊SOSネットワークの広域対応について

(1) 徘徊等による行方不明者の広域移動

交通網の発達した都内では、徘徊等による行方不明者が交通機関を利用して広域を移動することがあり、実際に他府県で徘徊等による行方不明者が保護されたという事例もあります。

(2) 警察・消防・他区市町村との連携

徘徊等による行方不明者が広域を移動した場合、1区市町村だけでの行方不明者の保護は困難を極めます。

そのため、全都的な区市町村間の連携、徘徊等による行方不明者の他区市町村での発見・保護において、都は重要な役割を担っています。保護される可能性の高い警察・消防は言うに及ばず、区市町村間の連携においても、その連携を主唱し、主導していくことが、都に求められています。

第6章 家族介護者の会の育成支援

早わかり

家族介護者の会とは

認知症の人の介護を担う家族同士が集まり、お互いに介護に関する体験談や、情報の交換などを行う場で、介護者の孤独感の解消や精神的なケアにつながります。(P52)

家族介護者の会の立ち上げ支援について

介護している当事者だけでは、家族介護者の会の立ち上げは困難です。区市町村や民間団体等により、①場所の確保、②支援者の確保、③参加者の募集、の3点についてサポートがあると、スムーズな立ち上げが期待できます。(P53、P54)

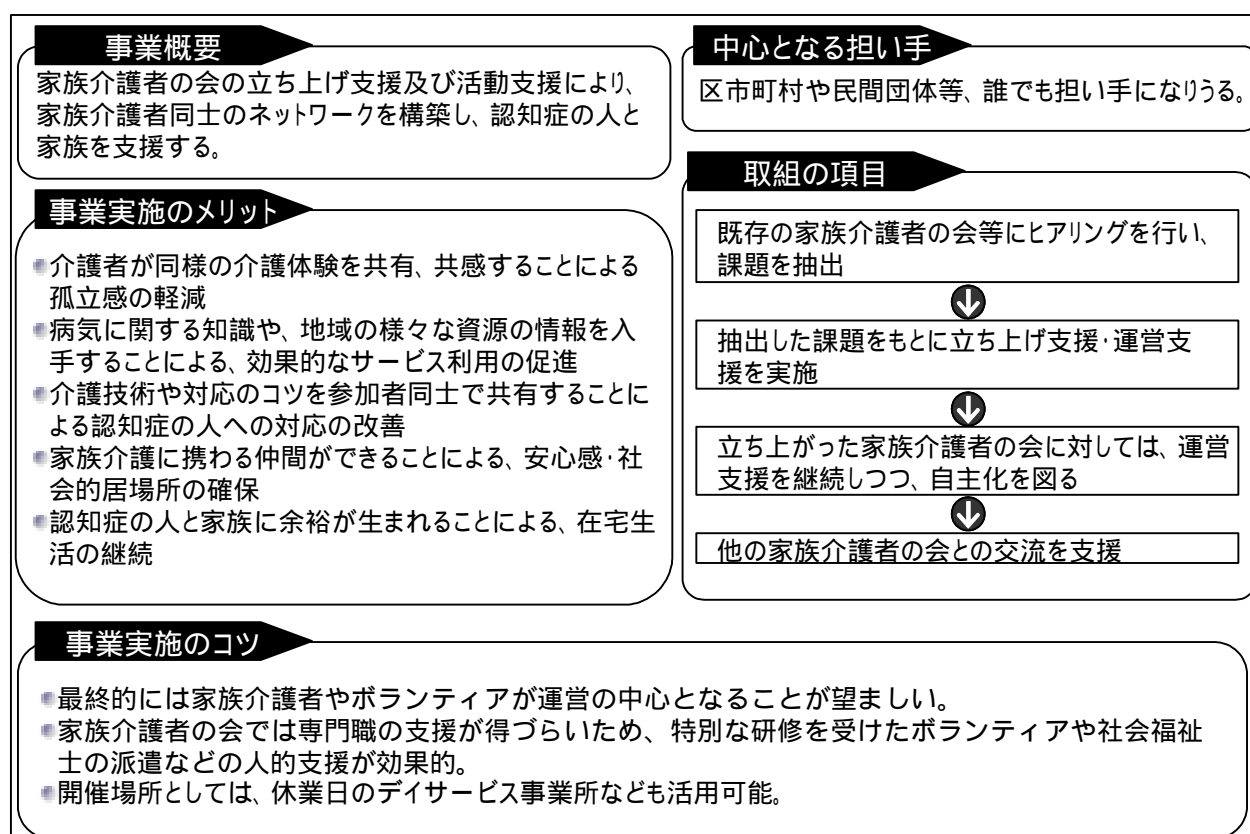
家族介護者の会の運営のポイント

①介護者が主体となって運営がなされるよう、専門職の関わり方を工夫、②参加できる介護者の範囲を広げるため、認知症の人を見守るミニデイを併設、③地域のボランティア(家族介護者パートナー)との協働、といったポイントを押さえると、継続的な家族介護者の会の運営に効果的です。(P55、56)

介護サービス事業者が主体となる家族介護者の会の運営について

介護サービス事業者による地域活動(P59)として、家族介護者の会を実施することで、事業者と家族の相互の理解が深まるなどの派生的効果も期待できます。(P56、P57)

標準的モデル



解説

1 「家族介護者の会」の意義—家族の揺れる気持ちを受けとめる場—

(1) 家族介護者の会とは何か

家族介護者の会（または家族会）とは、主に在宅で介護を担う家族が、月に1回程のペースで集合し、日ごろの在宅介護の状況を話したり、家族としての思いや悩みを共有したり、知識や知恵、あるいは地域の様々な情報を交換することで、家族介護者として精神的な安定と学び、介護に向かうエネルギーを得る地域の介護仲間同士の支え合いの場です。

(2) 家族介護者にとっての家族介護者の会の意義

認知症の人を抱えた家族にとって、第一の困難は、「認知症」という病気を受け入れる行為です。家族は、認知症との診断にショックを受け、今後認知症がどのように進行していくのか、不安にかられ混乱することも多いのです。

さらに、はじめのうちは同居していない親族等から、“認知症”という病気や本人との日常生活について、理解や納得を得られないことが多くあります。このため、生活を共にし、介護を担っている家族は、周辺症状等への対応に戸惑いと混乱を感じつつ、周囲に理解されない孤立感や不安感、イライラした思いが募り、その結果、認知症の本人の行動や言動に反応し、怒りをぶつけてしまうこともあります。

また、都の実施した調査では、半数以上の家族が精神的なストレスや不安の強まりを不安に感じているという結果があります。（表1）

こうした家族介護者にとって、孤立感の解消や情報を得る場として「家族介護者の会」の存在はとても重要な場となります。

<表1 介護している中で、不安に感じていること(複数回答)>

	合計	介護しているあなたの健康や体力が厳しくなってきた	介護にかかる費用が大きく、家計が苦しくなってきた	介護しているあなたが介護にかかりきりで、社会から孤立してきた	介護生活がこれからのくらい続くのか、先が見えない	ご本人の認知症の進行が速くなってきているのではないかと不安になってきた	介護しているあなたの精神的なストレスや不安が強くなってきた	家庭内の人間関係がうまくいかない	その他	不安に感じていることはない	無回答
人数	56	30	12	5	27	17	31	4	7	9	0
割合	100.0%	53.6%	21.4%	8.9%	48.2%	30.4%	55.4%	7.1%	12.5%	16.1%	0.0%

東京都在宅高齢者実態調査(専門調査(平成21年3月))より

(3) 地域・行政にとっての意義

「家族介護者の会」には、保健所において保健師の主導で行われている集まりや、あるいは自助グループとして開催されているものなど様々な形がありますが、これまであまり広く

周知されてはいませんでした。

しかし、地域で暮らす認知症高齢者がますます増えることが予想されている今、家族介護者が気持ちを吐露したり、悩みを相談できたりする「地域の寄り合いの場」をつくることが大切です。

まず第1に、家族介護者が、介護について直接学べる場を増やすことができます。

第2に、家族介護者を地域で支援する場をつくることで、高齢者虐待を未然に防ぐ予防的取組として機能すると考えられます。

第3に、地域に発信し、家族介護者を啓発する地域資源になっていく可能性を持っています。

このように、家族介護者の会は、行政が地域で支援体制を構築する上で欠かせない取組といえます。さらに行政が立ち上げ等の初動の取組に関与すると、市民にとっては信頼も高まり、安心して参加しやすくなるという効果があります。

2 家族介護者の会の効果(家族介護者にとって)

- 家族介護者が同じような介護体験や想いを共有することにより孤立感が軽減され、精神的余裕を持てるようになり、少しずつ見通しを持って前向きに介護に取り組めるようになります。
- 様々な知識・情報を交換したり、介護技術やコツを参加者同士で伝授することにより、効果的にサービスを導入したり、様々なやり方を試したり、自分だけの介護の仕方に執着しなくなります。
- 仲間との時間ができ、家族介護者自身の社会的な居場所を見出すようになり、結果的に家族介護者のQOLの向上につながります。

3 家族介護者の会の立ち上げ支援

介護している当事者だけでは、家族介護者の会の立ち上げは難しいため、区市町村や介護サービス事業者、NPOなどの民間団体による支援が効果的です。支援策の検討に当たっては、既存の家族介護者の会へのヒアリングも有効です。

家族介護者の会の立ち上げ支援の主なポイントは、①場所の確保、②支援者の確保、③参加者の募集、の3つです。

(1) 場所の確保

開催には、同じ会場を継続して確保することが必要です。

しかし、固定的に確保できる会場は少なく、資金面でも苦慮することになります。区市町村や介護サービス事業所の空きスペースなどの提供を受けられれば、会の継続的な開催にとって大きな助けとなります。介護サービス事業所が、空き時間を家族介護者の会に開放する

ことは地域に窓を開くことにもなります。

(2) 支援者の確保

会の運営などに協力する「家族介護者パートナー」を事前に養成しておくこと、立ち上げやその後の運営を順調に行うことができます。

認知症サポーターなど、認知症支援に関心のある希望者に対して、区市町村や社会福祉協議会、NPO等の市民団体などと協働で研修を実施し、家族介護者の会のボランティアとして育成することが望ましいでしょう。

(3) 参加者の募集

参加者の募集に際しては、区市町村の広報媒体等を通じた周知が効果的です。家族は、地域での外の輪に交わることに不安を感じますが、区市町村からのお知らせであれば、信頼性が高く目にする機会も多いため、参加率の向上に有効です。

また、別の手段としては、家族介護者向けの勉強会や交流会の単発の実施によって、参加者同士の関係づくりを行い、自然発生的に家族介護者の会を立ち上げる方法もあります。

4 家族介護者の会の運営支援

立ち上がったあるいは既存の家族介護者の会には、次のような支援が望まれています。

(1) 人的・経済的支援

家族介護者に寄り添いながら様々な支援を行う「家族介護者パートナー」の存在は、会が継続して開催されるために欠かせない存在です。「家族介護者パートナー」が定期的に継続して支えられるように、場所代や交通費等の実費保障をすることも考慮する必要があります。

会の運営には、話しやすい雰囲気づくりや環境づくりが必要になります。お茶やお菓子を用意するといったこともよりリラックスした雰囲気づくりのために案外大切です。

(2) イベント開催への支援

新たな家族介護者が参加しやすくするための工夫として、家族介護者の会が研修会などのイベントを実施することも有効です。

講師を派遣・紹介したり、家族が参加しやすくするために、本人を見守るミニデイを併設したり、見守りヘルパーを派遣するなど柔軟な対応が必要です。

(3) 広報の支援

広報活動を参加している家族だけで行っても、周知できる範囲は限定的です。

家族介護者の会の存在や研修の告知のための広報ちらしを市区町村の相談窓口や地域包括支援センター、保健所等に配置したり、在宅介護の現場に赴くケアマネジャーやヘルパーの連絡会等に提供すると効果的です。

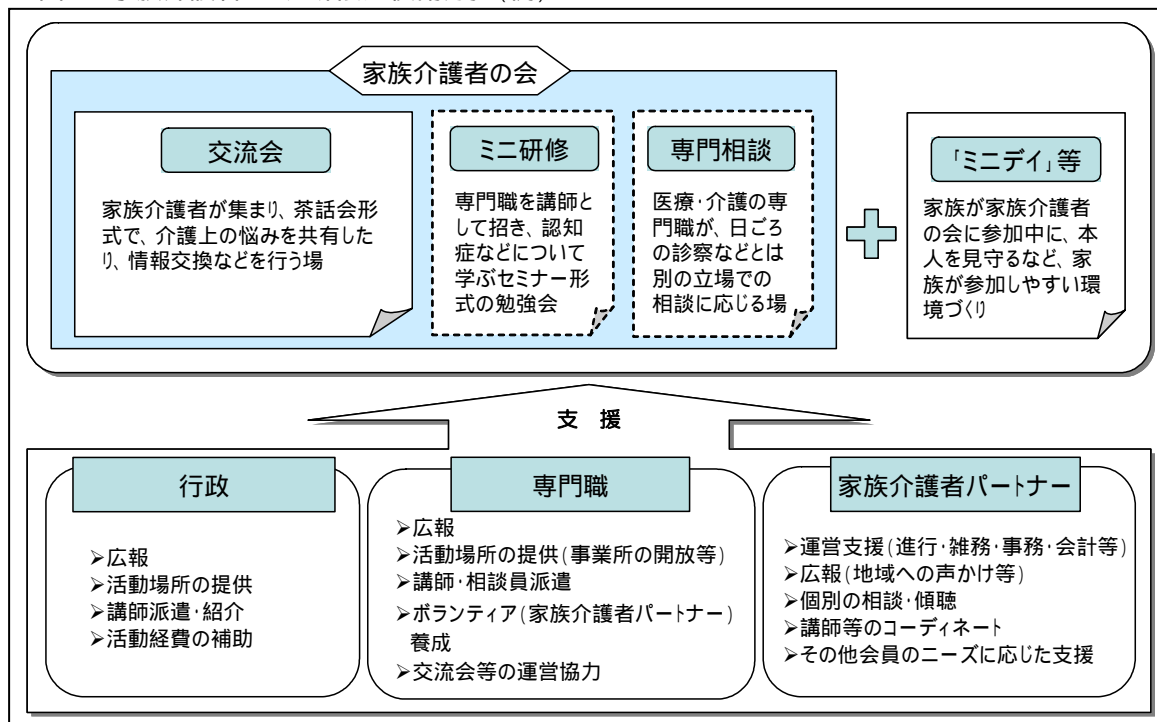


関係者の生の声を議論に反映

練馬区及び多摩市の取組では、家族介護者の会への支援策の検討に際して、既存の家族介護者の会の代表者からヒアリングを行いました。離れた地域から参加している家族介護者がいるなど、会そのものが不足している地域があることが明らかになったほか、代表者から会の現状がありありと語られたことで、ネットワーク会議では、インターネットによる家族介護者の会の設立の可能性や、ボランティアが活動しやすくするための工夫などについて具体的なアイデアが提案されるなど、活発な議論がなされました。

5 家族介護者の会運営のポイント

< 図1 > 家族介護者の会の活動と役割分担 (例)



(1) 専門職の関わり方について

家族介護者の会のプログラムとして、ミニ研修や個別の専門的な相談を同時に開催する場合や、交流会の話題の中で専門的見地からのアドバイスや情報提供が必要な場合などもあり、介護職や保健師、社会福祉士といった専門職の側面的なサポート体制があるととても有効です。ただし、専門職が中心となって運営すると、参加している家族は受動的な立場になりがちです。

家族介護者の会を地域資源として育成していく視点で見ると、基本的には、家族介護者やOB、ボランティアを主体として、運営することが望ましいので、専門職には、一步引いた立場から、“参加者がいかに主体的に運営に参画していけるか”という視点で、グループとしての育ちを見守ることが求められます。

具体的には、「交流会」で、ファシリテーター（中間支援的な進行役）となり、家族同士の意見交換を促したり、一人の参加者が延々と話をしている場合などに交通整理役となることが求められます。

タイミングを見計らって、「ここで話されたことは他言しない。」「参加者みんなの時間なので独り占めしない。」「自分のやり方を人に押し付けない。」などの会のルール決めを、規則を押し付けないやり方で進めていくことも重要です。

また、プログラムの一つとして、「ミニ研修」を開催し、その講師を務めたり、「専門相談」を行って家族からの個別相談に応じることなどにより、家族介護者の様々なニーズを満たすことができます。

実践メモ

こころのケアの専門家による専門相談

グループホームかたらい（認知症支援拠点モデル事業）では、精神科医や臨床心理士など心のケアの専門職が参加した家族介護者の会が開催されました。

このように、専門職が認知症の症状や薬などについて診察とは別の立場で相談にのってくれる場合は、家族介護者にとってとても貴重です。

(2) 参加しやすくする工夫 本人のミニデイを併設する

家族介護者の会に家族が参加しやすくするには、本人を連れて来られる仕組みが必要です。例えば、会場の隣に、認知症の人を見守るためのミニデイを併設することで、家族介護者の会に参加できる家族の幅を広げることができます。また本人の社会性の維持、デイサービスなどへのスムーズな移行も期待できると考えられます。

(3) 今後の継続運営にむけて一ボランティアとの協働・他の会との交流

「認知症の人の支援を地域でしたい。」「家族を支える活動をしたい。」という地域活動ニーズを持った人は潜在的に多く存在します。

家族介護者の会に併設するミニデイ等については、今後は、特別な研修を受けたボランティアとの協働開催が望まれます。

また、会の発展のためには、家族介護者パートナーなどが中心となって、他の家族介護者の会との交流を支援することも重要です。

実践メモ

ボランティアの発掘・育成あれこれ

認知症支援拠点モデル事業においては、モデル事業者が実施した「認知症サポーター養成講座」の受講者に対し、ボランティア活動についてのアンケートを行い、希望者に対して別途活動内容に応じた研修等を行う方法が多く取られました。

さらに、至誠キートスホーム（認知症支援拠点モデル事業）では、市の広報誌にボランティア研修の目的・内容を掲載して周知することにより、潜在的な人材の発掘と活用を図りました。

6 介護サービス事業所が主体となる家族介護者の会の運営

認知症支援拠点モデル事業においては、通常であればインフォーマルな資源としての「家族介護者の会」すなわち「家族の集まりの場」としてのサロンスペースの提供を、介護サービス事業者がモデル実施をしたことに大きな特徴があります。

通常、事業所主催の「家族会」は、利用者家族の集まりであることがほとんどであるため、このような「家族介護者の会」の運営形態は、介護サービス事業所を舞台とした専門職による“「地域の家族介護者の会」立ち上げの実践モデル”として他の地域や事業所に広がる可能性を含んだ事業といえます。

介護サービス事業所が、運営の主体となるメリットとして、事業所のスタッフが家族を支援することの重要性を体感できるという点が挙げられます。

認知症の人を援助する立場のスタッフとしては、本人の利益を第一に考え、家族に対しては、介護する者として（利用者に対し）こうあってほしい、という願いを全面に出しがちです。しかし、家族介護者の会の運営を通じて、家族が想像以上に精神的に追い詰められたり、負担を感じている様子と向き合う中で、家族のおかれている状況を理解することができます。

また認知症の人や家族にとっては、介護サービス事業所を身近に知ることができるため、介護保険サービスの利用に対する心理的抵抗が軽減するなど、双方にとって効果的な交流の機会となります。

第7章 介護サービス事業者による地域活動

早わかり

介護サービス事業者による地域活動とは

認知症支援の専門知識・ノウハウを有する介護サービス事業者が、近隣の認知症の人と家族を支える活動を担うことで、地域の支援拠点を新たに創出します。

認知症支援拠点モデル事業における取組の分類

都の認知症支援拠点モデル事業では、5つの介護サービス事業者が、「認知症緊急時対応サービス」「手作りプランターによる地域交流」など、事業所の特性を活かした独自の活動や、「認知症勉強会の実施」「家族会の開催」など多くの事業所で応用が可能な地域活動を行いました。(P60、61)

地域コーディネーターの意義と役割

介護サービス事業者と地域との窓口である「地域コーディネーター」を介護サービス事業所に配置し、顔の見える関係をつくるのが、地域の協力を得るのに効果的です。地域コーディネーターは、地域活動の企画・事前調整及び進行管理、区市町村・関係団体や地域住民との連絡調整などを担います。(P62)

行政による支援が必要

介護サービス事業者が、信頼性・継続性を確保して、地域を巻き込んで活動を行うためには、①民間事業者等との事前調整、②地域活動の参加者募集、③地域活動に係る経費の継続的な支援など、区市町村や地域包括支援センター等行政からの支援が不可欠です。(P62、63)

標準的モデル

事業概要

地域で認知症の人を支援している介護サービス事業者による、認知症に対する理解促進や、認知症の人と家族の支援の拠点となりうる地域活動などの自主的な取組

事業実施のメリット

- 地域における認知症の人と家族の支援拠点の新規創出
- 地域の状況に応じたきめ細やかな支援の提供
- 介護サービス事業者の有する専門的知識の活用による、認知症の特性を踏まえた支援の提供
- 拠点となる介護サービス事業者の日ごろの取組を、地域に発信可能

事業実施のコツ

- 地域の参加を募る場合には、区市町村や地域包括支援センター等の協力を得ることで信頼感が増し、協力を得やすい。
- 地域との関係づくりの核となる人物「地域コーディネーター」を事業所に配置することで、地域との連携が促進される。
- 事業がもたらす成果やメリットを具体的に提示できると、地域の協力を得やすくなる。
- 個人情報の第三者提供等が必要となる取組は、情報の取扱いに課題が多く、あまりなじまない。

中心となる担い手

地域において認知症の人の支援を行っている介護サービス事業者

取組の項目

拠点づくりの中心となる「地域コーディネーター」を事業所に配置



認知症の人と家族の、地域における支援拠点となるための独自の取組を検討



区市町村との役割分担の確立と連権体制の確保



完成版の印刷、配布

解説

1 「地域における認知症の人と家族への支援の拠点」を介護サービス事業者が担う意義

介護サービス事業者が「認知症と家族の支援の拠点を担う」ことの利点は、①専門職として知識やスキルがあること、②認知症の人や家族の身近にいて実態が把握できていること、そして何よりも、③人を思う熱い心があることだと思えます。

東京は社会資源が比較的町中にあり、介護サービス事業者も多数、多様にあります。認知症ケアに関する専門知識・ノウハウを有する介護サービス事業者が認知症支援の拠点となり、地域の様々な社会資源の連携を促すことで、認知症の人と家族が地域の中で安心して暮らせる仕組みをつくるのが、介護サービス事業者による地域活動の狙いです。

また、拠点となる介護サービス事業者にとっては、日ごろの取組を地域に発信できるという利点があります。

こうした介護サービス事業者による地域活動をモデル的に実施した「認知症支援拠点モデル事業」では、5つの介護サービス事業者が、「認知症の人と家族が地域で安心して暮らせる地域づくり」を目指し、区市町村と連携の上で、地域の認知症ケアの拠点として機能を発揮しました。

2 認知症支援拠点モデル事業における取組の分類

表1では、モデル事業において、複数の事業者が実施した取組を「共通の取組」として、それ以外のものを「事業者の特性を活かした取組」として各事業を分類しています。(表1)

<表1 認知症支援拠点モデル事業における取組の一覧>

複数の事業者に共通の取組	認知症勉強会や認知症サポーター養成講座 ボランティアの養成講座 認知症についてのパンフレット作成・配付 家族介護者の会・介護者教室 介護職・医療職等、多職種による連絡会や事例検討会
介護サービス事業者の特性を活かした取組	認知症緊急時対応サービス 安心して利用できる商店マップ作り 会食会(保健師等による健康相談も同時開催) 看護師等専門職による専門相談 手作りプリンターの設置による地域交流活動 地域住民、地域組織、自治体等による懇談会への参加 認知症高齢者の実験的就労デイ 休業日の通所介護事業所を活用したサロン活動の開催
介護サービス事業者による実施に課題がある取組	高齢者在宅マップづくり

「共通の取組」は汎用性の高い事業で、事業所の形態や地域特性に合わせて実施することが可能です。

「事業者の特性を活かした取組」には、「共通取組」ほど汎用的ではありませんが、介護サービス事業者ならではの強みを活かした独自の取組が目立ちます。24時間対応が可能な小

規模多機能型サービスの強みを活かした「認知症緊急時対応サービス」のように、それぞれの事業者が自らの強みや地域の特性などを考慮して事業を創出しています。(事業者ごとの取組一覧は、参考資料(P67~72)に掲載)

< 図1 事業者の特性を活かした取組の様子(手作りプランターの設置による地域交流活動)>



グループホーム入居者、地域住民、学生、職員等が協力してプランターを作成

でき上がったプランターを近隣へ配布。地域と事業所につながりが生まれた。

ただし、事業内容によっては、実施が困難な取組もあります。認知症支援拠点モデル事業では、一定区域内の認知症の人の情報を収集して地図を作成し、いざという時に運用を行う「高齢者在宅マップづくり」という取組計画がありましたが、個人情報第三者提供や情報管理の面で課題が多く、実現には至りませんでした。

実践メモ

事業所の形態や地域特性にあわせた
サポーター養成講座

グループホームかたらいでは、小中学生を対象に、事業所体験と併せてサポーター養成講座を実施しました。また、グループホームきずなでは、地域の祭典にブースを出展して講座を実施したり、中学校の総合学習の時間や高校の保健体育の時間に、講師として出向いて実施するなど、対象者に合わせた様々な工夫をしています。

3 地域の協力を得るためのポイント ~モデル事業のノウハウから~

地域の構成員を認知症の人・家族との関わりから分類すると、(1)地域住民・組織、(2)専門職、(3)行政の3つに分類することができます。(表2)

<表2 認知症の人・家族との関わりからみた地域の構成員の分類>

分類	主な構成員
地域住民・組織	民間事業者(企業・商店街等) 住民組織(商店街・町会等) 地域内の住民(個々の住民) 学校・民生委員・社会福祉協議会
専門職	他の介護サービス事業者・ケアマネジャー 医療機関
行政	区市町村主管課 地域包括支援センター

認知症支援拠点モデル事業に対する協力の有無をみると、専門職や行政からの協力と比較して、地域住民・組織からの協力は得られにくく、特に、企業・商店街等の民間事業者から協力を得られた取組は少数に限られました。

その原因として、地域の企業や商店街等は必ずしも個々の介護サービス事業者のことを知っているわけではないことや、営利目的の勧誘だと思われたりすることにより、そもそも話を聞いてもらえなかったり、信頼を得るまでに時間がかかったことが挙げられます。また、事業の意義を共有し、協力を得るには、十分に時間をかけることが必要です。

企業・商店街等の多様な社会資源が地域の中に存在していることを東京の地域特性の一つとして考えると、こうした地域の民間事業者の協力なしに、十分な地域づくりを進めることができません。

そこで、多様な社会資源の参画を得るには、信頼性、継続性の確保に配慮した取組を進めることが重要です。

(1) 窓口を明確に - 拠点づくりの中心となる「地域コーディネーター」の配置 -

介護サービス事業者を核として、地域との関係づくりを行うためには、地域において認知症ケアの拠点づくりの中心となる職員を「地域コーディネーター」として配置することが効果的です。地域コーディネーターは、事業所と地域との橋渡しを担う存在で、地域活動を行うに当たり、区市町村や関係機関との連絡調整や、地域住民の対応、進行管理などを行います。

外部との連絡を専ら地域コーディネーターが受け持つことで、地域における顔の見える関係づくりが可能となります。

<地域コーディネーターの具体的な役割>

- 地域住民との連携や交流の窓口
- 地域の中で認知症ケアの拠点となるための独自の地域活動の企画
- 地域住民・組織が、認知症の人の支援を行う際のニーズ・課題を把握
- 事業の事前調整、当日の進行管理
- 区市町村・地域包括支援センター等、地域の関係機関・団体との調整・連携

(2) 定期的・継続的な連絡を

地域活動の実施に伴う関係機関等との調整に当たっては、定期的・継続的な連絡が望まれます。

地域の関係者との協働に当たっては、ニーズ・情報の共有が欠かせません。介護サービス事業所の繁忙に左右されることなく、定期的な連絡を取り、関係性を持続することが重要です。

(3) 協力する関係者や組織にとってのメリットの提示

事業の実施に当たって、地域の関係者や組織の協力が必要な場合は、事業実施によって、協力をする関係者や組織にどんなメリットが生じるのかを、具体的に示せると効果的です。

認知症支援拠点モデル事業の例では、「あんしん生活マップ」(P43)に個人商店の掲載を依頼する際に、まず、商店会からの依頼に応じて商店街利用者の商店街に対するニーズ調査を行った上で、「あんしん生活マップ」の意義や、「商店だけでは対応の困難な認知症の人が来客した場合は、地域包括支援センターの職員が対応する」という個人商店側にとってのメリットを示し、多数の協力者を得た事例があります。

(4) 行政の関与

介護サービス事業者からの働きかけだけでは、企業・商店街などの民間事業者と接点を持つことが難しいことがあります。したがって、事業の立ち上げの段階で、区市町村や地域包括支援センターなど行政による調整が必要となります。

また、認知症支援拠点モデル事業においては、介護サービス事業者と区市町村の連携が必要不可欠でしたが、地域包括支援センターの役割は明確になっていませんでした。

しかし、実際には、地域包括支援センターが事業の実施に連携することにより、地域活動の参加者・ボランティアが多く集まるなど、多くの効果がありました。今後地域において、介護サービス事業者が活躍し、地域のネットワークの輪を広げるには地域包括支援センターを地域活動の仕組みの中に位置づけることが重要です。

さらに、行政には、地域コーディネーターの配置に係る経費など、介護保険サービスとは別に行われる取組に要する経費について、継続的に支援することが必要です。

在宅介護支援センターと連携し、地域の巻き込みに成功

実践メモ

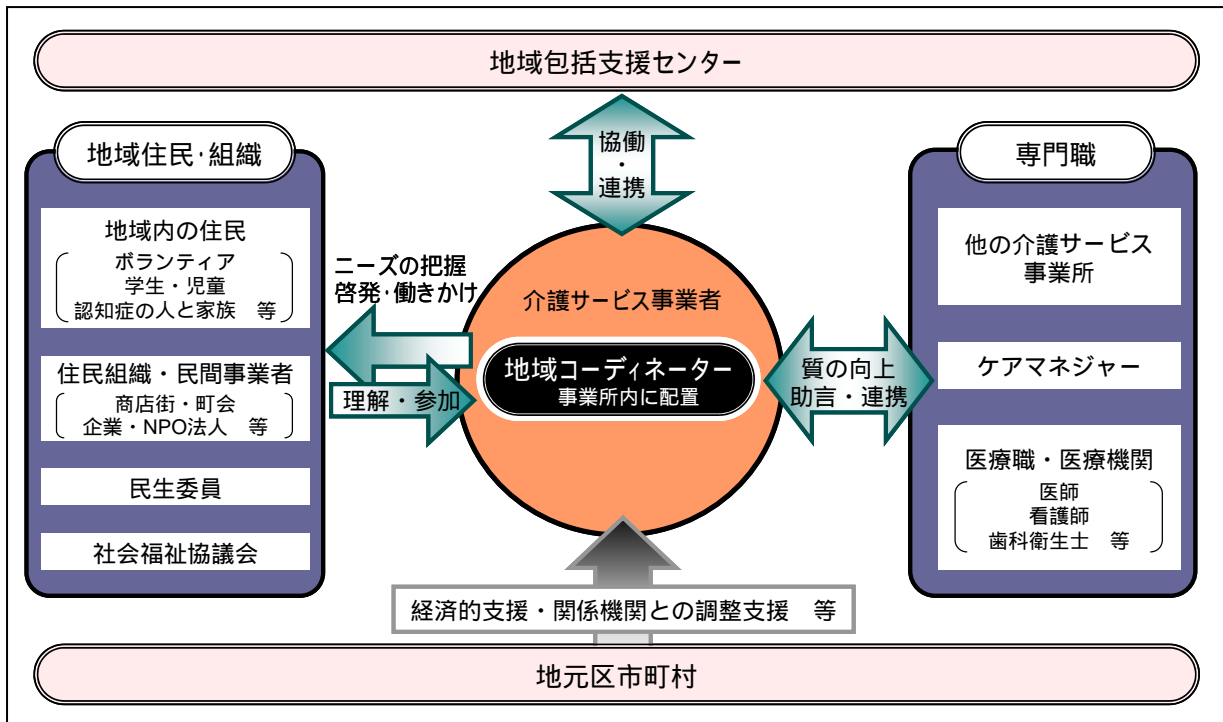
グループホームきずなでは、地域の団体・企業への出前講座開催の打診などを通して、地域への働きかけを行いましたが、「うちは間に合っています」と門前払いを受けるなど、当初は思わしい反応が得られず苦慮しました。

そこで、併設する在宅介護支援センター（現在は地域包括支援センターに転換）の協力を得て、在宅介護支援センターとの関連性を明示しながら働きかけたところ、区市町村が関与しているという安心感が高まり、地域の協力を引き出すことに成功しました。

(5) 今後の展望 地域力・チーム力を生かした大都市・東京型の力強い地域づくりをー

これまで述べてきたとおり、介護サービス事業者が中心となって地域づくりを進める場合、「地域コーディネーター」が核となり、行政の適切な関与のもと、事業に取り組む必要があります。(図2)

< 図2 地域活動を行う介護サービス事業者を中心としたネットワーク(イメージ図) >



地域住民・組織に対しては、認知症の人への支援を行う際のニーズ・課題の把握や認知症の啓発・事業メリットの提示など、定期的・継続的な働きかけを行いながら、取組への理解・参加を具体的に求めていく必要があります。

また、地域の専門職は、地域づくりについて専門的見地から互いに助言したり、連携して事業を遂行することが求められます。特に、ケアマネジャーに関しては、現に認知症の人への支援を担当しており、実態を詳細に理解している専門職として、仕組みの中に位置付けるか、又は協力を呼びかける必要があると考えます。さらに、この地域づくりを通じて得た成果を、日頃のケアや提供するサービスに反映し、質の向上を図る視点も必要です。

そして、こうした仕組みが地域で継続されるためには、行政には、地域づくりに必要な経費の負担や関係機関との調整をはじめとした継続的な関与と、地域包括支援センターによる協働が求められます。

このようにして様々な地域の構成員の特徴を生かした連携が取られれば、地域活動はもっと活発になり、強いネットワークが構築され、認知症の人の早期発見・早期支援の実現や地域生活の様々な場面における困難の解消が期待できます。

地域の構成員がそれぞれの強みを持ち寄り、地域力・チーム力を発揮した大都市・東京型の地域づくりを、都全体に広げ、構築する時期が来たと考えます。

参考資料

認知症支援拠点モデル事業 所要人員・経費一覧

認知症対策推進事業実施要綱

東京都認知症対策推進会議 仕組み部会 各回議事一覧

東京都認知症対策推進会議 仕組み部会委員・オブザーバー・幹事名簿

認知症の人を支える地域づくりの手引書 執筆担当者

認知症支援拠点モデル事業 所要人員・経費一覧

平成19年度から平成20年度までの2か年にわたって実施した「認知症支援拠点モデル事業」(P14~15)において、5事業者が行った地域活動に要した人員・経費の一覧です。

【 凡 例 】

(1) グループホームかたらい

		(2) あんしん生活マップ	サロン日ようび	家族会	中学生のための 認知症勉強会	認知症勉強会と サポーター養成講座	計
(3) 概要							
(4) 所要人員	地域コーディネーター	随時	随時	随時	随時	随時	
	コーディネーター補助	12日	330時間	なし	6日	なし	
	専門職	なし	344時間	18回	なし	4回	
	事業所職員	なし	なし	なし	随時	なし	
	ボランティア	随時	随時	なし	なし	なし	
(5) 経費	賃金	¥48,000	¥329,800	¥0	¥36,000	¥0	¥413,800
	旅費	¥0	¥9,000	¥0	¥0	¥0	¥9,000
	報償費	¥0	¥619,160	¥473,000	¥0	¥120,000	¥1,212,160
	需用費	¥28,500	¥97,400	¥16,020	¥2,568	¥25,000	¥169,488
	役務費	¥32,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥32,000
	委託料	¥708,750	¥46,200	¥0	¥0	¥0	¥754,950
	使用料及び賃借料	¥1,700	¥0	¥12,000	¥0	¥0	¥13,700
	計	¥818,950	¥1,101,560	¥501,020	¥38,568	¥145,000	¥2,605,098
	補助金	-	-	-	-	-	¥2,383,000
	利用者負担	-	-	-	-	-	¥0
自己財源	-	-	-	-	-	¥222,098	
経費の 主な用途							

(1) 取組を実施した事業所名

(2) 事業者がモデル事業で実施した取組の名称

(3) 取組内容の概要

5事業者の取組の詳細については、都のホームページ「とうきょう認知症ナビ」で紹介しています。

「事業者向けメニュー」又は「東京都の取組」から「支援拠点モデル事業報告」を御覧ください。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/ninchishou_navi/

(4) 取組に要した人員数の目安

➤ 数値は延べ、単位は従事内容等により異なる

➤ 個々に計上しがたい場合、「随時」と記載

①地域コーディネーター：事業所内に配置された地域コーディネーター(P62)の従事状況

②コーディネーター補助：地域コーディネーターを補佐する人員の従事状況

③専門職：外部の専門職（医師・看護師等）の従事状況

④事業所職員：事業所内職員（管理職等も含む）の従事状況

⑤ボランティア：地域のボランティア等の従事状況

(5) 取組に要した経費の目安

➤ 都に提出されたモデル事業の実績報告をもとに作成

➤ 各事業者に対する補助金は200万円/年が上限

グループホームかたらい

概要	あんしん生活マップ	サロン日ようび	家族会	中学生のための 認知症勉強会	認知症勉強会と サポーター養成講座	計
商店会との調整、内容の検討を経て、あんしん生活マップの作成(2,000部)・配布としんせつシールの作成(500部)・配布を実施	随時	随時	随時	随時	随時	
地域コーディネーター	随時	随時	随時	随時	随時	
コーディネーター補助	12日	330時間	なし	6日	なし	
専門職	なし	344時間	18回	なし	4回	
事業所職員	なし	なし	なし	随時	なし	
ボランティア	随時	随時	なし	なし	なし	
賃金	¥48,000	¥329,800	¥0	¥36,000	¥0	¥413,800
旅費	¥0	¥9,000	¥0	¥0	¥0	¥9,000
報償費	¥0	¥619,160	¥473,000	¥0	¥120,000	¥1,212,160
需用費	¥28,500	¥97,400	¥16,020	¥2,568	¥25,000	¥169,488
役員費	¥32,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥32,000
委託料	¥708,750	¥46,200	¥0	¥0	¥0	¥754,950
使用料及び賃借料	¥1,700	¥0	¥12,000	¥0	¥0	¥13,700
計	¥818,950	¥1,101,560	¥501,020	¥38,568	¥145,000	¥2,605,098
補助金	-	-	-	-	-	¥2,383,000
利用者負担	-	-	-	-	-	¥0
自己財源	-	-	-	-	-	¥222,098
経費の 主な用途	コーディネーター補助者賃金、チラシ・アンケートの印刷費、封筒・郵便切手購入費、マップ・シールの作成費、区民集会所利用費等	コーディネーター補助者賃金、看護師報償費、有償ボランティア交通費、チラシ・アンケート印刷費、光熱水費、チラシデザイン費等	アドバイザー(精神科医、臨床心理士等)謝礼、チラシ・アンケート印刷費、会場利用費	コーディネーター補助者賃金、テキスト・アンケート・チラシ印刷費	講師(医師等)謝礼、チラシ・アンケート印刷費	

グループホームなごみ方南

概要	会食会(多楽福会)	地域交流 (手作りプラントナーの作成)	計
概要	H19年9月からH21年3月までに計16回実施し、延べ632名が参加。	3回にわたるプラントナー作成(650個)・配布と花壇の設置を実施。	
所要人員	98.5日 なし 10回 随時 9回	15.5日 なし なし 随時 なし	
賃金	¥812,645	¥127,100	¥939,745
旅費	¥0	¥0	¥0
報償費	¥0	¥0	¥0
需用費	¥962,912	¥476,265	¥1,439,177
役務費	¥0	¥0	¥0
委託料	¥0	¥0	¥0
使用料及び賃借料	¥0	¥0	¥0
計	¥1,775,557	¥603,365	¥2,378,922
経費			
補助金	-	-	¥2,098,000
利用者負担	¥212,000	-	¥212,000
自己財源	-	-	¥68,922
経費の 主な用途	地域コーディネーター給与、事務用品・食器・家具購入費、チラシ印刷費、食材費	地域コーディネーター給与、画材・園芸材料費、チラシ印刷費	

概要	共通	介護者教室の開催	認知症介護ボランティア講座	懇談会と出張型ミニ講座	認知症支援事例研究会の開催	認知症高齢者サロン活動事業	計
概要	各事業の共通経費及び全体調整に要した人員	介護者教室や家族と職員の相互交流型講座などを、計5回開催。	1回につき3～4日間の講義・実習プログラムを計5回開催。	立川市主催の地域懇談会への参加のほか、2回のシンポジウムと8回の出張型ミニ講座を開催。	医師、臨床心理士をスーパーバイザーに迎え、6回開催。	高齢者サロン活動に関する情報交換会を2回開催。	
	地域コーディネーター	24時間	232時間	112時間	48時間	32時間	
	コーディネーター補助	21時間	500時間	242時間	104時間	70時間	
	専門職	6回	26回	2回	15回	10回	
	事業所職員	なし	なし	なし	なし	なし	
ボランティア	5回	なし	なし	なし	なし		
所要人員	賃金	¥1,062,951	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,062,951
	旅費	¥17,260	¥0	¥0	¥0	¥0	¥17,260
	報償費	¥0	¥150,666	¥111,110	¥151,332	¥30,000	¥465,330
	需用費	¥25,438	¥0	¥0	¥0	¥0	¥25,438
	役務費	¥128,460	¥0	¥0	¥0	¥0	¥128,460
	委託料	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
	使用料及び賃借料	¥1,250	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,250
計	¥1,235,359	¥22,222	¥150,666	¥111,110	¥151,332	¥30,000	¥1,700,689
経費	補助金	-	-	-	-	-	¥1,655,000
	利用者負担	-	-	-	-	-	¥0
	自己財源	-	-	-	-	-	¥45,689
経費の主な用途	地域コーディネーター補助者賃金、交通費、チラシ印刷費、事務用品・郵便切手、往復葉書購入費、駐車料金	助言者(家族の会代表者)謝礼	講師(認知症介護指導者等)謝礼、活動報告者(介護家族、サロン活動実践者)謝礼	講師(他法人理事長等)謝礼	スーパーバイザー(医師、臨床心理士)謝礼、事例報告者(ケアマネジャー)謝礼	活動報告者(サロン活動実践者)謝礼	

地域ケアサポート館 福わ家

概要	共通	認知症緊急時対応サービス	地域での認知症講習会	近隣住民とのサロン活動	計
各事業の実施に係る 共通経費		365日24時間体制 で電話相談を受け付 け、180回の相談と 61回の訪問を実施	法人代表者による計 7回の講習会開催の ほか、認知症に関す る冊子を400部作成 し配布。	H19年9月からH21年 3月まで、月1回の頻 度で計17回開催。 (うち2回は 参加者が集まらず中 止)	
所要人員		随時 なし なし 随時 なし	随時 なし 7回 なし なし	81時間 なし なし 60時間 なし	
地域コーディネーター					
コーディネーター補助					
専門職					
事業所職員					
ボランティア					
賃金	¥2,535,151	¥0	¥0	¥0	¥2,535,151
旅費	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
報償費	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
需用費	¥1,269,038	¥24,500	¥175,250	¥37,000	¥1,505,788
役務費	¥47,250	¥163,545	¥1,600	¥0	¥212,395
委託料	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
使用料及び賃借料	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
計	¥3,851,439	¥188,045	¥176,850	¥37,000	¥4,253,334
経費					
補助金	-	-	-	-	¥4,000,000
利用者負担	-	-	-	-	¥0
自己財源	-	-	-	-	¥253,334
経費の 主な用途	地域コーディネー ター給与、事務用品 購入費、配送費	パンフレット作成費、 電話回線・インター ネット回線使用料	講座用機材購入 費、冊子作成費、郵 便切手購入費	チラシ作成費	

グループホームきずな

概要	共通	認知症理解促進事業	家族連絡会	認知症高齢者の実験的就労デイ	ネットワーク会議	認知症ケアの実践分析	計	
概要	各事業の実施に係る共通経費	企業・団体・学校等を対象に、出前講座(認知症サポーター養成講座)を計21回626人に実施。	H20年2月から、2ヶ月に1回程度、計7回開催。延べ68名が参加。	当初は隔週、H20年7月からは週1回、計59回実施。	市との事業検討会と併せて5回開催。	認知症に関する12の講演会、シンポジウム等へ参加		
		随時	随時	随時	随時	随時		
		2日	なし	41回	なし	なし	なし	
		1回	なし	なし	なし	なし	なし	
		20回	なし	なし	5回	なし	なし	
		なし	なし	なし	なし	なし	なし	
所要人員								
支出	賃金	¥22,560	¥0	¥400,020	¥0	¥0	¥3,439,617	
	旅費	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,240	¥1,240	
	報償費	¥20,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥20,000	
	需用費	¥300,510	¥7,900	¥871,175	¥8,252	¥0	¥1,265,338	
	役務費	¥0	¥4,000	¥19,000	¥0	¥0	¥26,300	
	委託料	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	
	使用料及び賃借料	¥0	¥26,000	¥0	¥0	¥7,000	¥33,000	
計	¥3,317,547	¥149,361	¥11,900	¥1,290,195	¥15,252	¥1,240	¥4,785,495	
収入	補助金	-	-	-	-	-	¥4,000,000	
	利用者負担	-	-	-	-	-	¥0	
	自己財源	-	-	-	-	-	¥785,495	
経費の主な用途	地域コーディネーター給与、事務用品購入費	コーディネーター補助賃金、外部講師謝礼、資料印刷費、パネル作成費、郵便切手購入費、行售出展料	湯茶代、会場借料	コーディネーター補助賃金、就労謝礼品購入費、損害保険費	湯茶代、会場借料	交通費		

認知症対策推進事業実施要綱

19 福保高在第107号
平成19年6月14日

第1 目的

この事業は、認知症に関する都民への普及啓発を行うとともに、認知症の人とその家族に対する具体的な支援のあり方について検討することにより、認知症になっても地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

なお、第5に規定する事業については、その運営を団体等に委託し、又は団体等に助成して実施することができる。

第3 事業内容

この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- ア 東京都認知症対策推進会議の設置
- イ 認知症に関する普及啓発

第4 東京都認知症対策推進会議の設置

1 目的

認知症の人やその家族に対する支援体制の構築に向けた方策について検討するため、東京都認知症対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 協議事項

推進会議は、認知症支援に関し、次の事項について協議する。

- ア 認知症支援体制の推進に関する事項
- イ 都と区市町村、介護・医療関係者、団体・企業及び都民等の役割分担や連携に関する事項
- ウ 認知症実態調査に関する事項
- エ 都民や関係者に向けた啓発に関する事項
- オ その他必要な事項

3 構成

推進会議は、学識経験者、介護・医療関係者、行政関係者、都民等のうちから、福祉保健局長が委嘱する20名以内の委員で構成する。

4 委員の任期

- (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 議長及び副議長

- (1) 推進会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 議長は、推進会議の会務を総括し、推進会議を代表する。
- (3) 副議長は、議長が指名する者をもって充てる。
- (4) 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代行する。

6 招集等

- (1) 推進会議は、議長が招集する。
- (2) 議長は、3に定める者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

7 専門部会

- (1) 推進会議は、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
- (2) 部会は、推進会議が定める事項について調査・検討する。
- (3) 部会は、議長が指名する委員をもって構成し、福祉保健局長が委嘱する。
- (4) 部会に、専門委員を置くことができる。
- (5) 専門委員は、議長が指名する者をもって充て、福祉保健局長が委嘱する。
- (6) 専門委員の任期は、2年とする、ただし、再任を妨げないものとする。

なお、専門委員に欠員が生じた場合、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 部会長

- (1) 部会に部会長を置き、委員及び専門委員の互選によりこれを定める。
- (2) 部会長は、専門部会の会務を総括し、専門部会を代表する。
- (3) 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代理する。

9 部会の招集等

- (1) 部会は、部会長が招集する。
- (2) 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に部会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

10 幹事

- (1) 推進会議及び部会（以下「会議」という。）における協議・検討の充実及び効率化を図るため、委員及び専門委員の他に幹事を設置する。

- (2) 幹事は、福祉保健局長が任命する。
- (3) 幹事は、会議に出席し、調査・検討に必要な情報を提供するとともに、会議で検討された事項に関する取組及び普及に努めるものとする。

11 会議及び会議に係る資料の取扱い

会議及び会議に係る資料は、公開とする。ただし、議長、副議長又は部会長の発議により、出席委員及び出席専門委員の過半数で議決したときは、会議又は会議に係る資料を非公開とすることができる。

12 委員等への謝礼の支払い

- (1) 3、7(3)及び(5)に掲げる委員並びに専門委員の会議への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、謝礼の支払は、その月分を一括して翌月に支払うこととする。

- (2) 6(2)及び9(2)に掲げる者の会議への出席に対しては、委員及び専門委員に準じて謝礼を支払うこととする。

なお、謝礼の支払は、その都度支払うこととする。

13 事務局

会議の円滑な運営を図るため、福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課に事務局を置き、会議の庶務は事務局において処理する。

14 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

第5 認知症に関する普及啓発

1 目的及び内容

広く都民の認知症に対する理解を図り、普及啓発を促進することを目的として、シンポジウム等を開催する。

附 則(平成19年6月14日19福保高在第107号)

- 1 この要綱は、平成19年6月14日から適用する。
- 2 認知症理解普及促進事業実施要綱(平成18年6月12日付18福保高在第161号)は廃止する。

東京都認知症対策推進会議 仕組み部会 各回議事一覧

開催日時		議題
第1回	平成19年8月8日	<p>「認知症高齢者を地域で支える東京会議」について</p> <p>認知症対策の総合的な推進に向けて</p> <p>認知症実態調査の概要について</p> <p>「認知症地域資源ネットワークモデル事業」について</p> <p>「認知症支援拠点モデル事業」について</p> <p>今後の検討の進め方について</p>
第2回	平成19年10月2日	<p>認知症地域資源ネットワークモデル事業の取組状況について</p> <p>・事業実施に当たっての推進体制について(練馬区・多摩市)</p> <p>認知症支援拠点モデル事業の取組状況について</p> <p>・モデル事業者からの取組状況報告(地域ケアサポート館福わ家・グループホームなごみ方南)及びその他3事業者の取組状況概要</p>
第3回	平成19年12月7日	<p>認知症地域資源ネットワークモデル事業の取組状況について</p> <p>・認知症コーディネート委員会における検討状況(練馬区・多摩市)</p> <p>認知症支援拠点モデル事業の取組状況について</p> <p>・モデル事業者からの取組状況報告(至誠キートスホーム・グループホームきずな)及びその他3事業者の取組状況概要</p>
第4回	平成20年2月6日	<p>認知症地域資源ネットワークモデル事業の取組状況について</p> <p>・19年度の取組総括(練馬区・多摩市)</p> <p>認知症支援拠点モデル事業の取組状況について</p> <p>・モデル事業者からの取組状況報告(グループホームかたらい)</p> <p>・モデル事業者と地域の関係者との連携状況</p> <p>・モデル事業における個人情報の取扱い</p> <p>平成20年度の仕組み部会の進め方について</p>
第5回	平成20年6月30日	<p>認知症地域資源ネットワークモデル事業の取組状況について</p> <p>・地域資源マップ作成の進行状況について(練馬区・多摩市)</p> <p>・平成20年度のスケジュール</p> <p>認知症支援拠点モデル事業の取組状況について</p> <p>・5事業者の取組状況概要</p>
第6回	平成20年11月18日	<p>認知症地域資源ネットワークモデル事業の取組状況について</p> <p>・地域資源マップ作成の進行状況について(練馬区)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・徘徊SOSネットワーク模擬訓練について(多摩市) 認知症支援拠点モデル事業の取組状況について ・5事業者の取組状況概要 ・モデル事業における個人情報の取扱いについて 認知症対策サイトの構築について
第7回	平成21年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> 認知症地域資源ネットワークモデル事業の取組状況について ・徘徊SOSネットワーク模擬訓練について(練馬区) ・家族会の現状及び支援について(練馬区・多摩市) 認知症支援拠点モデル事業の取組状況について ・5事業者の取組状況概要
(拡大仕組み部会「地域でできる！認知症の人を支えるまちづくり」)		<ul style="list-style-type: none"> 認知症地域資源ネットワークモデル事業及び認知症支援拠点モデル事業の成果報告をシンポジウム形式で実施。 実践報告会 ・認知症地域資源ネットワークモデル区市からの報告 ・認知症支援拠点モデル事業者からの報告 パネルディスカッション
	(平成21年5月29日)	
第8回	平成21年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> 在宅高齢者実態調査(専門調査)の結果について 「地域でできる！認知症の人を支えるまちづくり」結果報告 「とうきょう認知症ナビ」について 今後の検討課題について ・未検討の課題、継続して議論を要する課題について ・成果物の形態及び内容について
第9回	平成21年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> 仕組み部会の成果物について ・成果物の構成について ・記述する内容について
第10回	平成22年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> 仕組み部会の成果物について ・成果物の構成について ・記述する内容について
第11回	平成22年3月5日	<ul style="list-style-type: none"> 仕組み部会の成果物について ・記述する内容について

東京都認知症対策推進会議 仕組み部会 委員・オブザーバー・幹事名簿

《 委 員 》

部会長

区分	氏名	所属・役職名
学識経験者	下垣 光	日本社会事業大学社会福祉学部准教授
	永田 久美子	認知症介護研究・研修東京センター主任研究主幹（平成19～20年度） 認知症介護研究・研修東京センター研究部副部長（平成21年度）
	林 大樹	一橋大学大学院社会学研究科教授
	元橋 一郎	弁護士 （神田お玉ヶ池法律事務所）
者事介業護	岡島 潤子	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会副理事長 （株式会社やさしい手 在宅サービス事業本部居宅介護支援事業部 部長）
代家表族	牧野 史子	特定非営利活動法人介護者サポートネットワークセンターアラジン理事長
行政関係者	井上 悟	中部総合精神保健福祉センター保健福祉部広報援助課長（平成19～20年度） 中部総合精神保健福祉センター保健福祉部長（広報援助課長事務取扱）（平成21年度）
	尾崎 孝	中野区保健福祉部健康・高齢担当参事（平成19年度）
	酒井 威	葛飾区福祉部高齢者支援課長（平成20年度） 葛飾区福祉部福祉管理課長（平成21年度）
	横道 淳子	府中市福祉保健部高齢者支援課府中市地域包括支援センター包括マネジメント担当主査

各区分において50音順

《オブザーバー》

氏名	所属・役職名
紙崎 修	認知症地域資源ネットワークモデル事業モデル地域代表（平成19～20年度） （練馬区福祉部参事（在宅支援課長事務取扱））
石坂 修	認知症地域資源ネットワークモデル事業モデル地域代表（平成19年度） （多摩市健康福祉部高齢福祉課長）
二宮 勇	認知症地域資源ネットワークモデル事業モデル地域代表（平成20年度） （多摩市健康福祉部高齢支援課長）
井上 信太郎	認知症支援拠点モデル事業補助事業者連絡会代表（平成19～20年度） （有限会社心のひろば代表取締役）
丸山 茂生	認知症地域資源ネットワークモデル事業委託事業者（平成19年度） （株式会社タイム・エージェント客員研究員）
森 一	認知症地域資源ネットワークモデル事業（練馬地区）委託事業者（平成20年度） （株式会社ビー・シー・イー東京本社技術部長）
成瀬 恵宏	認知症地域資源ネットワークモデル事業（多摩地区）委託事業者（平成20年度） （株式会社都市設計工房代表取締役）

《 幹 事 》

氏名	所属
諏訪 彰弘	警視庁生活安全総務課生活安全対策管理官（平成19～20年度）
中島 政彦	警視庁生活安全総務課生活安全対策管理官（平成21年度）
村田 由佳	福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長（平成19年度）
坂本 博文	福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長（平成20年度）
松山 祐一	福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長（平成21年度）

認知症の人と家族を支える地域づくりの手引書 執筆担当者

下垣 光

日本社会事業大学社会福祉学部准教授（第2部第1章）

元橋 一郎

弁護士・神田お玉ヶ池法律事務所（第2部第2章）

永田 久美子

認知症介護研究・研修東京センター研究部副部長（第2部第3章）

横道 淳子

府中市福祉保健部高齢者支援課

府中市地域包括支援センター包括マネジメント担当主査（第2部第4章）

酒井 威

葛飾区福祉部福祉管理課長（第2部第5章）

牧野 史子

特定非営利活動法人介護者サポートネットワークセンターアラジン理事長（第2部第6章）

岡島 潤子

特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会副理事長（第2部第7章）

認知症の人と家族を支える地域づくりの手引書

平成 22 年 3 月発行

編集・発行 東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5320)4277
03(5388)1395